

平成26年6月

# 熊野市議会定例会会議録

平成26年6月2日 開会

平成26年6月18日 閉会

熊野市議会

## 平成26年6月熊野市議会定例会会議録目次

### 第1日目（6月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	3
開 会	4
市長の挨拶	4
諸般の報告	7
説明のための出席者	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
議案の上程	8
提案説明	8
議案第1号	10
議案第2号	11
議案第3号	12
報告第1号	13
報告第2号	14
報告第3号	14
報告第4号	15
報告第5号	17
散 会	19
署名議員	20

### 第2日目（6月11日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者の職氏名	22

会議に出席した事務局職員の職氏名	22
議事日程	22
開 議	24
一般質問	24
9番 岩本育久君	24
3番 久保 智君	37
7番 山田 実君	51
12番 中田征治君	69
散 会	87
署名議員	88
<b>第3日目（6月12日）</b>	
出席議員	89
欠席議員	89
説明のため出席した者の職氏名	90
会議に出席した事務局職員の職氏名	90
議事日程	90
開 議	92
議案の上程	92
議案の質疑	92
議案第1号	92
議案第2号	93
議案第3号	95
委員会付託	95
議案の上程	95
議案の質疑	95
報告第1号	95
報告第2号	95
報告第3号	96
報告第4号	96
報告第5号	97

議案の上程	100
請願平成26年第1号	100
委員会付託	100
散 会	100
署名議員	101
<b>第4日目（6月18日）</b>	
出席議員	102
欠席議員	102
説明のため出席した者の職氏名	103
会議に出席した事務局職員の職氏名	103
提出議案	103
議事日程	104
開 議	105
議案の上程	105
各常任委員長報告	105
討論、採決	107
議案第1号	107
議案第2号	107
議案第3号	108
請願平成26年第1号	108
議案の上程	109
提案説明	109
議案の質疑	110
討論、採決	111
議員提出議案第1号	111
閉 議	111
諸般の報告	112
閉 会	113
署名議員	114

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成26年6月2日(月曜日)

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

平成26年6月2日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成26年6月2日（月）  
招集の場所 熊野市議会議場  
開 会 平成26年6月2日（月）午前9時00分  
開 議 平成26年6月2日（月）午前9時41分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	教育委員会委員長	大久保 勲 君
選挙管理委員会 委員長	西地 崇浩 君	農業委員会会長	仲森 廣光 君
監 査 委 員	中田 裕三 君	副 市 長	山川 勝 君
会計管理者兼 会計課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福祉事務所長	室谷 隆也 君	市長公室長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防災対策推進課長	山本 方秀 君
市民保険課長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健康・長寿課長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農業振興課長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水産・商工振興課長	大西 浩文 君	観光スポーツ交流課長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地域振興課長兼 地域総合課長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選挙管理委員会 書記 長	山本 哲也 君	農業委員会事務局長	山口 耕作 君
監査委員事務局長	坪井 正登 君		

## 職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次長兼庶務係長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

## 提出議案

議案第1号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

報告第3号 平成25年度熊野市土地開発公社の決算について

報告第4号 平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算について

報告第5号 平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について

## 議事日程

### 開 会

#### 諸般の報告

- 1 第148回三重県市議会議長会定期総会 開催報告
- 2 説明員の報告

### 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

日程第3 議案第1号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

日程第8 報告第3号 平成25年度熊野市土地開発公社の決算について

日程第9 報告第4号 平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算について

日程第10 報告第5号 平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について

---

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年6月熊野市議会定例会を開会いたします。

---

市長の挨拶

○議長（山本洋信君） 開議に先立ち、市長から今期定例会招集の挨拶を受けます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成26年6月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、これから取り組む、または現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など5項目について、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、1点目の高速道路を活用した取り組みでございます。

紀勢自動車道紀伊長島インターから海山インター間が3月30日に開通し、紀勢自動車道は勢和多気ジャンクションー尾鷲北インターチェンジが全線開通したところです。紀勢国道事務所が4月22日に公表した交通状況によりますと、紀伊長島インターから海山インター間の交通量が1日、平日で約7,600台、休日が約9,900台と大幅に増加しているとのことでございます。このことにより、市へのアクセスも飛躍的によくなり、観光客の増加がじわりじわりと見えるようになっていきます。この地域が元気になる大きなチャ

ンスであると捉えているところがございます。

その活用の1つ目でございますが、熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーンによるさらなる集客交流の拡大、市製品の販売の拡大を図るため、既に始めているものもございしますが、7月からさらに力を入れてキャンペーンを進めてまいります。7月5日に千枚田の虫おくり、7月6日には歓迎花火の打ち上げ、7月からは熊野でしか味わえない熊野井フェア、中京圏を中心としたテレビCMの放送等々、さまざまな取り組みを事業者の皆さんや市民の皆さんのご協力をいただきながら実施してまいります。

活用の2つ目でございますが、世界遺産への入り込み客等でございます。平成25年度より東紀州地域の熊野古道への来訪者数が、推計値ではありますけれども、30万を超えました。30万8,326人となっております。そのうち、市に16万7,609の方が来られております。全体の約55%となっております。世界遺産に登録された平成16年度には5万4,825人であったものが、この10年間で約11万人と大幅に増加しております。

その効果といたしましては、高速開通はもちろんですが、花の窟のお綱茶屋や鬼ヶ城センターの整備も大きな要因であろうと考えております。お綱茶屋では昨年10月からことし4月の来客が前年同期と比較して17.6%増の約8万7,000人、鬼ヶ城センターもことし5月4日の1日で約4,000人が訪れており、さらには観光公社の着地型ツアーも倍増となっているところがございます。今後も、市内に13ある世界遺産を活用しながら、楯ヶ崎、丸山千枚田に代表される市内の豊富な観光資源、歴史資源の魅力をより高め、集客交流に力を入れてまいります。

次に、2点目の子育て世帯臨時特例給付金支給事業でございます。

4月からの消費増税に際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世代の消費の下支えを図るための臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給いたします。この給付金の対象者は原則として平成26年1月分の児童手当を受給されている方で、給付の額は対象児童1人につき1万円で、給付金の対象児童は約1,500名を見込んでおります。申請の受け付けは本日6月2日から開始しており、支払いにつきましては8月下旬以降を予定しております。

次に、3点目、オール熊野世界No.1フェスティバルの実施状況でございます。第3回オール熊野世界No.1フェスティバルを5月25日の日曜日に開催いたしました。きずな、にぎわいをテーマに市内各地域、各団体のメンバーで組織された実行委員会を中心に企画され、市内の物産や地域の特産品を一堂に会した大ふるさと市や、ステージ

イベントにおいては、市内各地の伝統芸能の披露や熊野市観光大使であります夢輝のあさんのコンサートなどを実施したところです。また、オンリーワンイベントとして、熊野市オリジナルソングによる市民総踊り「熊野はひとつ」や、一斉にめはり寿司を頬張った人数の日本記録を狙う「みんなでめはり『世界No. 1に挑戦』」を実施しました。イベント当日は、好天にも恵まれ、約7,500名の方にご来場いただいたところです。

次に、4点目、オープンガーデン熊野の実施状況でございます。

平成13年から実施しておりますオープンガーデン熊野でございますが、本年度も昨年同様22のご家庭等に協力していただきました。ことしは春先の気温が低く、開始当初は不安もありましたが、開催期間中は天候にも恵まれ、約1万6,000人の方に訪れていただきました。また、オープンガーデンへの来訪者について庭主の方にお聞きしたところ、高速道路の開通効果により名古屋や三重県の北勢地域、伊勢、鳥羽の方が多かったようです。さらに、オープンガーデンに協力いただいているお庭で開催したお茶会では、昨年の2倍以上となる160の方が来られたとお聞きをしております。今後も、花による交流の輪を広げるため、オープンガーデン熊野を開催してまいります。

最後に、5点目の平成25年度スポーツによる集客交流の宿泊者数でございます。

現在、当市においては、冬季でも温暖な気候や豊かな自然を生かしたスポーツによる集客を推進しており、市民の皆様のご理解をいただきながら、さまざまなスポーツ大会や合宿の誘致に努めているところでございます。

スポーツによる集客交流の宿泊者数でございますが、平成25年度実績が前年度に引き続き3万人を超え、3万877人となりました。このことは、各種目団体や関係者の皆様のご支援、ご協力をいただきながら鋭意取り組みを進めてきた結果であると考えております。今後も、総合計画の平成29年度目標数値であります5万人の達成を目指し、冬場を中心とした集客から1年を通じて安定した集客に向けて新たな競技種目の誘致を行うとともに、不足しているスポーツ施設の整備、そして市を挙げてまた来たいと思っただけのようなおもてなしを実践することで、スポーツ交流人口の拡大を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告をいたしました。

今定例会におきましては、条例案など3件、報告5件、合わせて8件の案件を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての市政報告とさせていただきます。

---

### 諸般の報告

- 議長（山本洋信君） 諸般の報告につきましては、去る5月20日、第148回三重県市議会議長会定期総会が熊野市において開催され、私と副議長が出席いたしました。  
会議の報告書はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

---

### 説明のための出席者

- 議長（山本洋信君） 次に、地方自治法第121条の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

- 
- 議長（山本洋信君） これより本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 会議録署名議員の指名

- 議長（山本洋信君） 日程第1 今期定例会の「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議規則第86条の規定により、議長において、  
2番 端無 徹也 議員  
9番 岩本 育久 議員  
を指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長（山本洋信君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、本日から6月18日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間と決しました。

---

## 議案の上程（議案第1号～報告第5号）

○議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」から日程第10 報告第5号「平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について」まで、以上8件を一括議題といたします。

## 提案説明

○議長（山本洋信君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布されたことに伴い、条例の一部

を改正しようとするものであります。

議案第2号「工事請負契約の締結について」につきましては、消防救急デジタル無線・通信指令システム整備事業について、プロポーザル方式により選定した株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部長、今村和浩氏と3億9,960万円で工事請負契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきましては、社会保障・税番号制度対応事業及び紀和保育所新築事業等による補正で、補正額は3,331万3,000円の増、予算総額130億9,139万3,000円となっております。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成25年度一般会計予算のうち、総務費で全国瞬時警報システム改修事業、民生費で特別養護老人ホーム整備事業ほか2件、農林水産業費で土地改良事業ほか3件、商工費で湯ノ口温泉施設周辺整備事業、土木費で急傾斜地崩壊対策事業ほか5件、消防費では五郷分団車庫新築事業、災害復旧費では農地農業用施設災害復旧事業ほか1件に係る予算の一部または全部を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号「事故繰越し繰越計算書について」につきましては、平成25年度一般会計予算のうち、災害復旧費の林道災害復旧事業費ほか1件に係る予算の一部を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号「平成25年度熊野市土地開発公社の決算について」、報告第4号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算について」、報告第5号「平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について」の3件の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による決算に関する報告であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 次に、議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号及び議案第2号について。

消防長。

（消防長 片岡信次君 登壇）

○消防長（片岡信次君） おはようございます。

議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」につきましてご説明を申し上げます。

本条例の改正につきまして、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布され、この条例制定基準の対象火器器具取り扱いの見直しにより、熊野市火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正の指示は、平成25年8月、京都府福知山市の花火大会での火災を踏まえて、対象火器器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものであります。

その内容につきまして、議案集1ページから4ページをごらんください。

消防法施行令第5条に、対象火器器具の取り扱いに関する整理の見直しにより、液体燃料、固体燃料、電気を使用する器具を祭礼、縁日、花火大会など多数の人が集まる催しに使用するときには消火器の準備が必要であることが追加されたことから、所定の整備を行うものです。

次に、5章の次に5章の2として屋外の催しに係る防火管理を追加したものです。

次に、液体燃料を使用する器具、第18条1項、固体燃料を使用する器具、第19条の2項に、第9号の2として、祭礼、縁日、花火大会など多数の者が集まる催しに使用する場合は消火器の準備をした上で使用するを追加し、第21条の2項及び第22条1項中、「及び第9号」「、第9号及び第9号の2」の取り扱いの規定を追加したものです。

2ページの中段、第5章の2、屋外の催しに係る防火管理として、第42条の2、指定催しの指定について、第42条の3に屋外の催しに係る防火管理について規定するものです。

続いて、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出の第45条第1項6号に、祭礼、縁日、花火大会など多数の者の集合する催しに際し、露店等を開設し、露店が対象火器器具等を使用する場合の届け出について規定するものです。

次に、第49条の罰則について、主催者が第42条の3第2項に違反したものの罰則規定です。50条については、法人または行為者に対しても罰する両罰規定とするものです。

附則につきましては、施行期日を平成26年8月1日施行と定めるものです。ただし、この条例の施行の日から起算し14日を経過するまでに終了する催しについては、この条例による改正後の熊野市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものです。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の締結について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集5ページをごらんください。

本議案につきましては、消防救急デジタル無線・通信指令システム整備事業において、熊野市消防本部の出動に対応するための無線と指令システムについて、当本部の実情に即したシステムの技術提案、メンテナンスの内容、価格等を総合的に評価して委託業者を選定するプロポーザル方式としたものです。消防救急デジタル無線・通信指令システム選定委員会において平成26年4月22日、3業者の参加によりプロポーザルヒアリングを実施し選考を行った結果、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部部长、今村和浩氏の契約金額3億9,960万円を最優秀提案業者として選定し、平成26年5月11日、仮契約を行ったところであります。

工事請負契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、熊野市消防救急デジタル無線・通信指令システム整備事業であります。契約の方法はプロポーザル方式による随意契約で、契約金額は3億9,960万円であります。契約の相手方は、名古屋市名東区猪高台1-1315、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部部长、今村和浩氏であります。

なお、工期につきましては、平成27年3月23日完成の予定となっております。

工事の概要につきましては、6ページをごらんください。

設備の概要ですが、消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令システムであります。

工事の概要ですが、消防救急デジタル無線及び通信指令システムの各機器、装置の据えつけ、配線工事及び建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他附帯工事等であります。

以上、議案第1号、第2号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第3号、報告第1号、報告第2号及び報告第3号について。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議案第3号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算措置した事業で今回補正しなければ執行に支障を来すもの、特殊な事情により緊急を要するものなどによるものでございます。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページの第1条は、補正予算の規模などを定めたもので、補正額としては3,331万3,000円の増額、歳入歳出予算の総額はそれぞれ130億9,139万3,000円となります。

2・3ページは第1表、歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、4ページは地方債追加による補正です。

5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

5ページは歳入の総括、6・7ページは歳出の総括でございます。

次に、8ページからの歳入について、順次内容をご説明いたします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金22万5,000円の増額補正は、11ページの歳出予算、就労自立給付金に係るもの、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金892万4,000円の増額補正は、11ページの歳出予算、社会保障・税番号制度対応事業に係るもの、款14県支出金、項3委託金、目6教育費委託金8万7,000円の増額補正は、11ページの歳出予算、教育振興事業経費に係るもの。

次の款18、項1、目1繰越金987万7,000円の増額補正は、前年度剰余金のうち歳出に見合う必要額を計上したものです。

款19諸収入、項4、目1雑入210万円の増額補正は、11ページの歳出予算、生き抜くための防災対策事業及び健康づくり推進事業に係るもの。

歳入の最後、款20、項1市債、目3民生債1,210万円の増額補正は、11ページの歳出予算、（仮称）紀和保育所新築事業に係るものでございます。

続きまして、10ページからの歳出についてご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,734万1,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度対応事業に係るもの、目10防災費200万円の増額補正は、生き抜くための防災対策事業に係る経費。

次の款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費1,213万7,000円の増額補正は、(仮称)紀和保育所新築事業に係る経費、項3生活保護費、目2扶助費30万円の増額補正は、生活保護扶助費に係る経費。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3診療所費72万円の増額補正は、診療所経常経費に係るもの、目4健康づくり推進費10万円の増額補正は、健康づくり推進事業に係る経費。

10ページから13ページにかけての款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費11万4,000円の増額補正は、月1度の土曜日授業の実施及び学校図書館活用事業に係る経費、12ページの項2小学校費、目1学校管理費47万円、目2教育振興費6万8,000円及び項3中学校費、目1学校管理費6万3,000円の増額補正は、いずれも土曜日授業の実施に係る経費でございます。

最後に、14ページ、15ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました事業について追加したもので、平成26年度末の起債現在高見込額は142億7,075万7,000円でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の8・9ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、予算措置した事業のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出できない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越すこととしています。

平成25年度につきましては、国の補正予算関連事業、経済情勢により契約がおくれたものなどが主な理由でございます。

9ページ記載の内容を申し上げますと、款2総務費につきましては全国瞬時警報システム(Jアラート)改修事業、款3民生費につきましては特別養護老人ホーム整備事業ほか2件、款5農林水産業費につきましては土地改良事業ほか3件、款6商工費につきましては湯ノ口温泉施設周辺整備事業、9ページから10ページにかけての款7土木費につきましては急傾斜地崩壊対策事業ほか5件、10ページの款8消防費につきましては五

郷分団車庫新築事業、款10災害復旧費は農地農業用施設災害復旧事業ほか1件でございます。合計として事業件数が18件、予算総額13億2,310万4,000円のうち、実際26年度に繰り越した金額が12億9,107万2,971円でございます。

なお、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第2号「事故繰越し繰越計算書について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

11ページをごらんください。

事故繰越しにつきましては、繰越明許したもののうち、避けがたい事故のため当該年度内に支出できなかったものについて、翌年度に繰り越すものでございます。

12ページの内容を申し上げますと、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費につきましては林道災害復旧事業、また項2公共土木施設災害復旧費につきましては道路河川災害復旧事業でございます。2つの事業を合わせて支出負担行為をしている1億6,152万5,900円のうち8,976万214円が、他の災害復旧事業との調整や強固な岩盤の出現に伴う工事内容の変更等により25年度中に支出できなくなったため、26年度に繰り越すものでございます。

なお、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号「平成25年度熊野市土地開発公社の決算について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書14ページをごらんください。

事業報告の1、事業の概要につきましては、25年度の用地取得事業がありませんでしたので空白となっております。

また、2には理事会に関する事項を、3には監査に関する事項を、15ページの4には役員に関する事項をそれぞれ記載しています。

次に、16ページの損益計算書についてご説明いたします。

1の事業収益、2の事業原価がともにゼロ円ですので、事業総利益はゼロ円でございます。この事業総利益から3の販売費及び一般管理費13万1,195円を差し引いた13万1,195円が事業損失となります。この額に4の事業外収益、(1)受取利息3,723円を加えました差し引き12万7,472円が経常損失でございます。その他、利益、損失がありま

せんので、この額がそのまま当期損失となっております。

17ページは、販売費及び一般管理費の明細でございます。

次に、18・19ページの貸借対照表につきましてご説明いたします。

まず、資産の部のうち1の流動資産につきましては、現金及び預金が1,316万1,985円でございます。そのほかに流動資産はございませんので、流動資産合計が同額でございます。

2の固定資産につきましては、事務的な机、椅子など備品の取得価格である34万78円から原価償却の累計額29万6,028円を差し引いた残存価格4万4,050円が有形固定資産の額でございます。固定資産合計は4万4,050円となっております。流動資産と固定資産を合わせた資産合計は1,320万6,035円でございます。

19ページの負債の部につきましては、負債がありませんのでゼロ円でございます。

次に、資本の部につきましては、1の資本金が公社の設立資金である1,000万円、2の準備金は前期繰越準備金333万3,507円及び当期損失の12万7,472円でございます。合計は320万6,035円でございます。資本金と準備金を合わせた資本合計につきましては、1,320万6,035円でございます。負債がゼロ円ですので、この額が負債資本合計となり、18ページの資産合計と合致しております。

次に、20ページから21ページは、財産目録及び有形固定資産、長期借入金、資本金のそれぞれの明細書でございます。

22ページは準備金処分計算書でございます。19ページでご説明いたしました準備金を全額、次期繰越準備金とすることを決定しています。

なお、23ページには監査意見書を添付しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、報告第4号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 西岡久典君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 報告第4号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の25ページをごらんください。

本報告は、一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に係る事業報告及び決算報告でございます。

25ページは事業報告書となっております。

1の事業の概要では、当期中における特産物加工販売や地鶏等の生産販売、観光サービス事業、鬼ヶ城センター事業など公社運営事業の決算額としまして、当期利益109万6,346円の損失を計上しております。

2には理事会に関する事項、3には評議委員会に関する事項、26ページでございます、4には監査に関する事項を記載しております。

次に、27ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部でございますが、流動資産合計が1億1,718万1,578円で、その内訳の主なものは、現金預金が4,588万7,652円で、現金が377万475円、普通預金が4,211万7,177円となっております。売掛金1,295万7,290円は、特産品等の販売や瀬流荘の宿泊代、鬼ヶ城センターの食事代等でございます。商品5,231万8,123円は、期末時点における棚卸商品でございます。

固定資産につきましては、基本財産が7,300万円、特定資産が1,353万1,943円、その他固定資産が建物から電話加入権までで3,187万5,687円となっており、固定資産合計が1億1,840万7,630円でございます。

繰延資産は開業費1,294万282円となっており、流動資産、固定資産、繰延資産を合わせた資産合計が2億4,852万9,490円となっております。

次に、負債の部でございますが、流動負債合計が2,785万8,646円で、その内訳の主なものは、買掛金が905万2,464円、これは瀬流荘、鬼ヶ城センター等における土産商品、調理材料等の仕入れ代金であります。未払金1,287万6,131円は、期末時点で未払いとなった瀬流荘、鬼ヶ城センター等施設運営に係る燃料代、浄化槽の保守代、電気代などあります。預り金323万9,615円は、職員の社会保険料個人負担分等であります。

固定負債につきましては、退職給付引当金1,012万5,000円となっており、流動負債と固定負債の負債合計が3,798万3,646円となっております。

正味財産の部につきましては、指定正味財産が9,699万8,731円、一般正味財産が1億1,354万7,113円で、正味財産合計が2億1,054万5,844円であります。

負債及び正味財産の合計が2億4,852万9,490円となり、資産の部の資産合計と符合いたしております。

28ページは損益計算書であります。

営業損益は、売上高3億5,082万3,548円から売上原価の1億457万7,582円を差し引

きました売上総利益 2 億 4,624 万 5,966 円から販売一般管理費 3 億 6,591 万 1,296 円を差し引きました結果、1 億 1,966 万 5,330 円の損失となっております。

次に、営業外損益の部ですが、営業外収益が 1 億 3,051 万 172 円で、主に市からの委託料と補助金収入となっております。営業外費用につきましては、退職給付費用や委託料、補助金の返還等で、1,194 万 1,188 円となっております。

営業損益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた結果、経常損益は 109 万 6,346 円の損失となっております。この結果、当期損益マイナス 109 万 6,346 円となり、前期繰越損益を加算しました当期末処分損益は 1 億 7,482 万 7,113 円となります。

29 ページには損益計算書明細表を、30 ページには財産目録、31 ページには監査報告書の写しを添付しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、報告第 5 号について。

観光スポーツ交流課長。

（観光スポーツ交流課長 松岡 功君 登壇）

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 報告第 5 号「平成 25 年度有限会社熊野市観光公社の決算について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

議案書の 33 ページの平成 25 年度有限会社熊野市観光公社事業報告書及び決算報告書をごらんください。

本報告は、有限会社熊野市観光公社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に係る事業報告及び決算報告でございます。

事業報告書 1 の事業の概要につきましては、当期中の活動概要でございまして、当市への誘客のための営業活動などのほか、スポーツイベントの受け入れ業務や駅前特産品館、三重県立熊野少年自然の家、熊野市誘客・周遊拠点施設の運営を行っております。

2 は取締役会に関する事項を、3 は株主総会に関する事項について記載しております。

次に、34 ページは平成 26 年 3 月 31 日現在における貸借対照表であります。主な事項についてご説明いたします。

表の左側の資産の部でございますが、流動資産は 2,199 万 7,805 円となっております。内訳といたしまして、現金 45 万 6,027 円は 3 月末の特産品館及び少年自然の家、おもてなし館の売上金等であります。預金 1,347 万 3,669 円は普通預金であります。売掛金は 400 万 4,959 円、これらは、全国高校女子ソフトボール選抜大会を初め、その他の大会や

合宿等に係る宿泊代金であります。未収金は353万4,813円、これらは、事業委託された熊野市の緊急雇用創出事業及び三重県の起業支援創造事業に係る未収金であります。商品・原材料は48万4,971円、貯蔵品は2万446円、その他の流動資産2万2,900円、これは修学旅行に係る費用の立てかえ金であります。

固定資産につきましては、563万496円で、器具備品及び差入保証金等であります。

続きまして、表右側上段の負債の部でございますが、流動負債は1,491万7,559円となっております。内訳といたしまして、買掛金199万2,805円につきましては、特産品館、おもてなし館の商品代金等で期末時点において未払いとなった仕入れ代金であります。未払金895万9,452円は、熊野市への補助金返還金等の未払金であります。未払費用67万380円につきましては、期末時点で未払いとなった電気料金や消耗品費等であります。未払消費税118万3,639円、納税充当金12万6,200円は、本年度の法人税等の納付予定額であります。その他の流動負債198万5,083円は、還暦野球大会等に対する前受金及び預り金であります。

下段の純資産の部でございますが、その株主資本は1,271万742円となっております。内訳といたしまして、公社に市が出資した資本金300万円と利益剰余金971万742円、うち当期純利益1万2,851円であります。

35ページは損益計算書でございます。

営業損益の部の営業収入といたしましては3,575万5,212円となっております。これらは、観光部門の手数料収入等に特産品部門及びおもてなし部門、自然の家部門の収入を加えたものであります。

営業費につきましては9,014万9,994円となっております。これらは、各部門の商品原価、職員人件費のほか、その他経費等であります。

営業収入から営業費を差し引きますと、営業利益がマイナス5,439万4,782円となっております。

営業外損益の部の営業外収入につきましては6,103万7,297円となっております。内訳といたしましては、受取利息1,349円、補助金収入810万5,554円、県から少年自然の家及び市からおもてなし館の指定管理料として3,960万4,892円、事業委託された熊野市の緊急雇用創出事業及び三重県の起業支援型地域雇用創造事業に対する委託金として479万3,688円、雑収入853万1,814円であります。

営業外費用につきましては、東紀州観光圏協議会事業など650万3,464円でございます。

この結果、経常利益は13万9,051円となり、今期の法人税等12万6,200円を計上いたしました結果、当期純利益は1万2,851円となっております。

36ページ、37ページは損益計算書の明細表でございます。

以上、ご報告申し上げます。

---

## 散 会

○議長（山本洋信君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明3日から10日まで、議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、明3日から10日まで休会とすることに決しました。

6月11日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 9時 46分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成26年6月11日(水曜日)

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

平成26年6月11日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成26年6月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年6月11日（水）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健 康 ・ 長 寿 課 長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	大西 浩文 君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	山本 哲也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

議事日程

日程第1 一般質問

- |     |     |                      |    |
|-----|-----|----------------------|----|
| 1 番 | 9 番 | 岩本育久君                | 24 |
|     |     | 1. 土曜日授業の実施予定について    |    |
|     |     | 2. 乗合タクシーの運行について     |    |
| 2 番 | 3 番 | 久保 智君                | 37 |
|     |     | 1. 中山間地域における活性化策について |    |

	2. 地域医療について	
3 番	7 番 山田 実君……………	51
	1. 介護保険法改正について	
	2. 子どもたちのスクールバスについて	
4 番	12 番 中田征治君……………	69
	1. 予算の執行はこれで良いのか、市長の見解を問う	
	2. 無駄と思われる予算を市民が願っている、ささやかな助成とかに 回せないのでしょうか	

---

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

## 一 般 質 問

○議長（山本洋信君） 日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

9番 岩本育久議員。

（9番 岩本育久君 登壇）

○9番（岩本育久君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問趣旨に沿いまして一般質問させていただきます。

まず第1点目ですが、土曜日授業の実施についてお伺いいたします。

完全学校週5日制と学習内容を大幅に削減した学習指導要領は、2002年度に小・中学校で同時に実施されました。ところが、公立小・中学校で土曜日授業を行いやすくするため、学校教育法施行規則が改正されたことを受けて、本市でも今年度から実施していくとお聞きしております。

そこで、5項目についてご質問いたします。

まず1点目は、今回、学校教育法施行規則が改正された狙いについて、教育委員会としてのご見解をお伺いいたします。

2つ目には、本市での土曜日授業実施予定について、どのような経緯で決定されたのかお伺いいたします。

3つ目、本市での土曜日授業実施計画について教えていただきたいと思っております。

4 点目、市教委と学校・保護者との意思疎通ができているのか、ご確認させていただきます。

5 点目に、土曜日授業でどのような効果を期待しておられるのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 1 項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 岩本議員ご質問の 1 項目めの土曜日授業の実施予定についてお答えいたします。

1 点目の学校教育法施行規則の改正の狙いについてでございますが、文部科学省は平成25年3月に、土曜授業に関する検討チームにおいて、土曜授業のあり方について検討を始めました。その後、6月28日には、これまでの検討を踏まえた論点を中間的に整理し、国民的な議論ができるよう中間まとめを、平成25年9月30日には最終まとめを公表いたしました。

最終まとめでは、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう学校教育法施行規則の改正を行うことが考えられると示されております。このような土曜授業に関する検討チームの議論を受け、文部科学省は学校教育法施行規則の改正の趣旨として次のように示しております。土曜日において、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要、そのためには学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要と。

このような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正し、平成25年11月29日に公布、施行されております。

次に2点目の、本市での土曜授業実施予定についてどのような経緯で決定されたのかとご質問についてでございますが、三重県教育委員会より、昨年11月12日付で「公立小・中学校における土曜日の授業について（素案）」が出され、翌年、平成26年2月26日には「公立小・中学校における土曜日の授業について」が示され、実施回数は月1

回程度が適当である等の県教委としての考え方が示されました。

市教育委員会といたしましては、土曜授業を実施する上で、児童生徒の土曜日の過ごし方の実態を把握するため、ことしの3月に全保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、小学校では、「自由遊び」が361人、「自宅で勉強」が147人、「スポーツ少年団」が110人、また中学校では、「部活動」が201人、「自由遊び」が132人、「自宅で勉強」が47人、「塾や習い事」が36人という結果でございました。アンケートからは、土曜日の授業の実施に大きな支障はなく、仮に実施する場合は、特にスポーツ少年団の方々に事前の連絡が必要ということなどがわかってまいりました。

また、教育委員会会議においては、実施について数回にわたり議論をしていただき、近隣の御浜町教育委員会と紀宝町教育委員会とも協議を重ね、今年度より実施することといたしました。

3点目のご質問の本市での土曜授業の実施予定計画についてでございますが、各学校で6月に試行として1回、9月より原則第3土曜日に実施するよう各学校に通知しているところでございます。

4点目の市教委と学校・保護者との意思疎通についてでございますが、各学校に対しましては、昨年度より、校長会等を通して実施の方向で検討している旨を説明しており、本年4月1日付文書により、具体的に実施するよう通知しております。また、実施に向けてのQアンドAの作成や特別支援教育支援員の配置、スクールバスの運行等、関係者と連絡を密にして意思疎通を図っておるところでございます。

また、保護者に対しましては、前年度のアンケート調査の結果を連絡し、今年度に入ってから、教育委員会より全保護者宛てに、土曜授業実施の文書と県教委作成のリーフレットを学校を通して配布して、ご理解とご協力をお願いしているところでございます。

さらに、市内の各スポーツ少年団の代表の方々に対しましても、会議等の機会をおかりして説明し、ご理解とご協力をお願いしております。

最後、5点目のご質問についてでございますが、市としては、2つの狙いを設定し、各学校にも周知しているところでございます。

1つ目は、土曜日に授業をすることによって、保護者や地域の方々の授業参観等が容易となり、開かれた学校づくりをさらに推進すること、2つ目は、これまで平日に行っていた授業を土曜日にすることによって、平日の放課後にゆとりができ、子供たちが先

生とかかわる時間がふえるなど、より豊かな教育環境を確保することを狙いとしております。

市教育委員会といたしましては、学校における土曜日の授業の実施が円滑に行われるよう、6月の試行の結果を踏まえ、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。詳細にご回答いただきましてありがとうございます。

この土曜授業につきましては、振り返れば、昨年の12月議会でも同僚の樋口議員が、もう早くもその時点で行えるような方向性について質問されております。今回は、幾分か重複しますけれども、いざもう実施にかかるという段階の違いなどの観点からお伺いいたします。

土曜授業は、これまで学校週5日制のもとで特別の必要がある場合を例外扱いとしてきましたが、今回の学校教育法施行規則の改正によって、教育委員会が独自で判断して自由に行えるようになったということは理解いたしますが、2002年度から実施されました5日制の制度も、もうかれこれ考えれば12年経過いたしました。

これまでにふえた土曜日の休日の過ごし方については、先ほど回答の2つ目のところで詳しく小学生、中学生の過ごし方を回答していただきました。

このような観点から、学習指導要領改訂において、土曜日は休みのまま、教える内容や授業がふえているのが実態の中で、学校では時間のゆとりがなくなって、標準の授業時間が多くなっている、そういう小・中学校の実態が7割に上ると言われております。

そうした中で、文部省の保護者の調査に、報道によりますと、土曜日をゲームやテレビに費やす子供が5割近くある。休日を有意義に過ごしているとは言いがたく、今回の施行規則改正に伴う土曜授業に踏み切ったのも当然かと思えます。

教育委員会として、6月に実施する管内の各学校における土曜授業の教育委員会に報告ある内容、どのようなものを実施するのか、あるいは正式に、7月、8月は夏休み、9月から実施される内容についての学校からの報告あればお伺いたします。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 先ほども壇上で申し上げましたように、月曜日から金曜日まで、ある学校の例で申し上げますと、月、火、木、金が6限目までございます。その中の6限目の4日間のうち3日間、1コマといいますけれども、小学校で45分間、中学校で50

分ですね、1時間授業が、それを土曜日に持ってくるというところが原則でございます。

ただ、いろんな学校の取り組みを見てみますと、例えばある小学校では、小学校、中学校あわせて地域の清掃活動をするということの報告を学校通信等で把握いたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、週のうちの特定の週だけを月のうちの3回捉まえて、どういうふうにするというところもございませし、その辺は学校の裁量に任せているというところでございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） そしたら、ちょっと原点に戻りますが、今回の市教委の土曜授業の実施、そこに今回の6月につきましては、教育委員会主体の方針なのか、あるいはもう学校自体の方針に任せたのか、いずれかご回答お願いいたします。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 試行をやるということにつきましては、教育委員会の方針ですがけれども、その授業の中身等につきましては各学校長の判断に委ねられるということでございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 確かに、私の近くの有馬小学校でも、最近、学校だよりの形で各町内に、6月21日に有馬小学校と有馬中学校が共同して地域のふれあい清掃活動を行いますという回覧が全戸に回ってきております。そのテーマに、やはり保護者の皆さんも、地域の人たちも積極的なお願いを求めていると。確かに重要だと思います。

昨年の12月議会でも、樋口議員が例に出しておりました大分県での学校における授業がかなり効果があるということも例に出しておられました。

そこで、そういう観点から、いかに地域の人たちが理解を求めて参加していただくためには、学校は必死になって全戸に回覧を求めておりますが、もう一つ、市教委として、地域の人たちに何らかの形で協力を呼びかける方法はないものではないでしょうか。その辺、ご回答お願いします。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） それぞれの学校には、それぞれの地域の事情というものがあるでしょうし、教育委員会がとりたてて全市民に対して、住民に対して、こうしてくださいということは今のところ考えておりませんが、各学校が主体的に地域住民を巻

き込んだり、あるいは授業参観に来ていただいたり、そういった努力は各学校の努力でやっていただきたいと、このように考えております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 今回の導入で、現場の先生方についての勤務体制についてはどのようなになるのでしょうか。

先ほど、クラブ活動につきましても、これから公式的な大会が組まれておる中で、第3土曜とかに当たった場合に対応するようなことについての、教育委員会から学校へどのように通達・指導していかれるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 教職員の勤務についてでございますけれども、振りかえという制度をとっていただくということにしております。ただし、子供たちには振りかえはございません。土曜日授業を受けたら、かわりの休みの日というのはないんですけれども、教員につきましても、労基法等々の制約の中で代休、いわゆる振りかえですね、これをとるということでやっております。

その範囲ですけれども、当該土曜日に勤務を命ずる日の前4週間、いわゆる1カ月前からですね、例えば9月にとるとしたら、9月に土曜日授業を実施するとしたら、8月の夏季休業中に半日休んでおいて、9月の土曜日の授業に当たると。その前にとれない場合は、後16週、いわゆる4カ月の間に土曜日に半日分をどこかでとりなさいと。16週でございますので、必ず夏季休業なり冬季休業に当たることになります。したがって、休みやすいということでございます。

できれば、その週のうちに振りかえをとるとというのが原則なんですけれども、なかなか、担任を持っておったり、学校の関係でとりづらいという実態があるかと思えます。

それでよろしかったでしょうか。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 参考にちょっとお聞きします。

教育委員会の把握している段階で、県内での実施動向について、もしわかれば、実施している、していく、しないとか、そういうことがつかんでおれば教えてもらいたいと思います。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 直接、私どものほうから各市町の教育委員会に照会したわけで

はございませんけれども、ある中央紙がアンケートを実施しております。それによりますと、県内で21の市町が土曜授業を実施すると。既に、個別名挙げますけれども、新聞に載ってますから、玉城町の小学校ではもう既に4月から実施いたしております。

14年度から、新聞報道ですけれども、実施予定は、桑名市、いなべ市、四日市市、亀山市、津市、鳥羽市、志摩市、名張市、尾鷲市、そして熊野市、町では、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町でございます。

そして、来年度から実施予定というのは、松坂市、菰野町。

検討中というのが、鈴鹿市、伊勢市、伊賀市、多気町、明和町、大台町。

これは、あくまでも中央紙が調べましたアンケート調査に基づく各市町教育委員会の回答の状況でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

実は私も、中央紙に掲載されましたことから少しお話ししたいんですが、公立学校での正規の土曜授業が事実上解禁されて、全国の、熊野市にもアンケートが来ったかは、それは中に入ってますから当然やと思います、全国の区と市町村の教育委員会1,741あるとお聞きしてます。その中で、「授業を実施する」については、99%の回答があった中で251教委が「新たに作る」、既に玉城町のように「実施している」とありました。この251のうちでも、9割近い223の教育委員会は、小学校、中学校双方で実施するが、正規の授業以外に、本市のように、体験活動などを行う教育委員会は約1割余り、11%ということが載っておりました。

これから考えますと、やはり授業も大事やと思います。そして、しかも中には、体験活動することによって、地域の人たちの触れ合いが深まり、あるいは共同意識が高まるものと期待しておるものでございます。

そういう観点から、今回6月には地域との触れ合いの共同体験活動をする学校もあれば、また授業するところもあろうかと思いますが、スムーズに、6月が試験的であろうとも実施されて、それで7月、8月夏休み、いよいよ9月から月一回実施していくことになるので、市教委としても十分学校と、あるいはまた保護者とやっぱり連携を密にして、スムーズに実施されますようお願い申し上げます。

これと別なんです、教育委員会にちょっとご要望しておきます。

ある市民から、いろいろ電話がありまして、これは建設課も係るんか知らないが、あるいは観光スポーツ交流課も係るかわかりませんが、教育委員会が施設管理の立場として申し上げておきたいと思います。

実はこの間、女子の高校のソフトボール大会があつて、県内の大会ですが、伊勢の女子学園が優勝されたという大きな大会があつたと。これまでも、ソフトボールとか野球とかラグビーとかいろんな、テニスとか大会があります。そういう大会を、ことしの市の予算の事業にもかかっています山崎運動公園のところに、本日の大会は何ですということをするという予算も組んでおります。

じゃなくて、やはり市民会館とか文化交流センターも、常に利用の情報提供を出しとるように、週末の山崎運動公園の中の野球場、多目的広場の利用状況などを事前に報道関係に提供していただければ、そしたら事前に市民もそのイベントに足を運ぶと。

これは、確かに報道に提供しても、載せる載せないは報道機関の自由でございますが、そういう形をとっていただければ市民もイベントに足を運ぶと。

確かに市長の言われておる、もう3万人超えた宿泊数、あるいは29年に5万人を目指すなんかも本当にその一つの一環だと思いますが、やはり市民がその現場に行って競技を楽しむような、一つがそれがまたいろんな人口、スポーツ人口への増加にもつながることだと思っておりますので、もう一つの方法として山崎運動公園の野球場とか多目的グラウンドなんかの週末の利用情報を報道機関に提供するようなことを一度お考えいただけますよう、これ市民からの切の願いだということでお伝えして、この1項目めを終わります。

2項目めですが、乗合タクシーの運行についてお伺いいたします。

昨年10月1日から、市街地における交通弱者に対する交通手段の確保を図るために乗合タクシーが運行開始されて以来6カ月経過いたしました。その後の運行状況についてお伺いいたします。

まず1点目は、運行開始から利用状況とその効果について、どのように把握されているのか、またどのように評価されているのかお伺いいたします。

2点目に、利用者の増加につながる広報活動の充実や利用者・市民ニーズの把握が課題と考えられますが、どのようにお考えになられているのかお伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

(市長公室長 庵前佳生君 登壇)

○市長公室長(庵前佳生君) 議員ご質問の乗合タクシーの運行についてお答えいたします。

熊野市では、交通弱者や交通空白地の交通手段を確保するために、平成25年10月から、市街地において乗合タクシーの運行を開始いたしました。この乗合タクシーは、区域内であれば、運行ダイヤに基づき、自宅から決められた目的地や、目的地から目的地、目的地から自宅までを1回300円で乗車することができる公共交通機関であります。

議員ご質問の1点目、乗合タクシーの利用状況と効果についてお答えいたします。

平成25年10月の運行開始から平成26年3月にかけて、合計1,078人の方にご利用をいただいております、大変ご好評をいただいております。

利用者数の推移につきましては、運行開始当初の10月では、一月の利用者数が145人に対し、平成26年3月では247人となり、利用者数は約1.7倍に増加しています。利用者の方々からは、大変便利な乗り物、乗合タクシーのおかげでひとりで買い物に行けるようになったなどといったお声もいただいております、日常生活に欠かせない交通手段になっているものと思っております。

続きまして、2点目の利用者の増加につながる広報活動や利用者・住民ニーズの把握の対応についてお答えいたします。

乗合タクシーの運行開始に当たって、広報くまのや各メディアへの情報提供、各目的地への啓発、チラシの掲示等により広報活動を行ってまいりました。また、各地区の老人クラブ等での説明会も実施しております。

議員ご指摘のとおり、今後も広報くまのや、要望に応じた形で各地区における説明会の開催などを行い、さらなる利用者の増加を図りたいと考えております。

なお、利用者のニーズの把握につきましては、市への直接の要望を初め、利用者にとって身近な乗合タクシーの運転手を通じた情報収集を行っております。利用者の方々のニーズを受けて、平成26年8月からは、現在は目的地として設定されておらず、直接行くことのできない金融機関や郵便局、福祉施設を新たに目的地として追加するほか、利用予約の受け付け時間を、これまでの1時間前から40分前までに変更するなど、さらなる利便性の向上に努めております。

今後も、利用者の方々、住民の皆さんのニーズを把握し、改善することで、より利用しやすい公共交通機関になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中のことから、ちょっと確認いたします。

145人から247人になった、1.7倍ほどの利用者、大変喜ばしいことやし、うれしく思いますが、このふえた地域、利用者の地域というのは、どういうふうに判断したらよろしいのでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 地区別の乗車実績をちょっとご報告させていただきたいと思えます。

波田須町が、10月から3月までで250人でございます。当初、10月では25人ございました。これが、3月におきましては66人に増加いたしております。

次に、磯崎町におきましては、200の方が合計でご利用いただいております、こちらも当初17名でございましたが、3月には41人とふえております。

また、若干減っておるところもございまして、木本町では合計が124名でございまして、当初は31名でございましたが、3月は18人というふうに変っております。

また、有馬町では106の方がご利用いただきまして、当初9人でございましたけれども、3月には35人とふえております。

次に、久生屋町では163の方がご利用いただきまして、10月では16人でしたが、3月には45人とふえております。

主なところは、そういったところでございます。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 確かに、この乗合タクシーの狙いは、空白地域であります、あるいは高齢化地域でもあります、やはり波田須とか磯崎、久生屋等が主な狙いだと思えますし、そのように利用者も多く利用されておりますし、大変よろしいことと思えます。

それにあわせて、先ほど、今現在、医療機関とか市役所とか、それから福祉センター、買い物等でございますが、その要望の中に、ニーズの中で、先ほどちょっとありましたが、金融機関とかほかの施設への乗り入れというんか、利用方法について、いつごろ、どのような形でそういうふうにあやしていこうという、拡大していこうという経緯について、今後の見通しについて教えてください。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 壇上でも申し上げましたけれども、運輸局への届けを出しておりまして、区域内での運行という事業でございます。このため、平成26年3月28日に、紀南地区の地域公共交通会議熊野市分会において、変更について合意をいただいております。これにつきましては、変更予定日をこの8月1日からと予定させていただいております。

目的地の追加につきましては、これまでの目的地といたしましては、公共施設として、市駅や市役所等の公共施設、それから医療施設におきましては市内の各病院でございました。あと、商業施設といたしましては、オークワ熊野店などを、そういった日常生活に必要なお店を指定させていただいております。

このような現行の目的地でございますけれども、追加の目的地といたしましては、福祉施設といたしまして、たんぽぽや思いやりデイサービスセンターなどを追加させていただきます。具体的には、たんぽぽ、宅老所たんぽぽ、思いやりデイサービスセンター、介護センターみやき、ひかり園、熊野ふれあいセンターでございます。さらに、金融機関といたしましては、市内の銀行、郵便局でございます。このやはり区域内でございます第三銀行熊野支店、それから百五銀行熊野支店、熊野郵便局、熊野本町郵便局、熊野磯崎郵便局、熊野有馬郵便局、新宮信用金庫熊野支店、東海労働金庫熊野支店、紀北信用金庫熊野支店、三重南紀農業協同組合、それから保育施設といたしまして、熊野市子育て支援センター、これは金山保育所内でございますけれども、そういったところを追加いたす予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 確かに、そういう施設が、今後、市民としては希望するところがございます。そして、あるいはこれはちょっと交通機関とも競合してしまうことやと思っておりますが、中には紀南病院とかいうご要望もございます。紀南病院につきましては、公共機関が運行してますので、それは大変無理なことだと思っておりますが、そういう市民が利用しやすい福祉施設あるいは銀行等について、運輸省の許可がおり次第、速やかに実施していただければ大変喜ぶかと思っております。

市長にちょっとお伺ひいたします。

現在、10月から3月までの利用状況、地域別に回答ありました。当初と3月の実態も把握されました。

この乗合タクシーにつきましては、26年度の予算には695万5,000円を計上しております。また、70万は市有バスには計上しております。交通というものを考えたときに、特に本市のように高齢化社会にあって、どうしても交通は社会インフラとして見据えていかなければならないと思います。そのため、交通事業者のみならず、やはり行政も、そして市民も、それぞれ交通に対する一人一人の問題が、位置づけが大事かと思えます。

今後、乗合タクシーを継続していくために、当然お金も負担をしなければならないでしょう。そういう面で負担がかかるとは思いますが、意外と事業費を出しておりますので、市民一人にとっては、価格は安いように見えますが、実は高いものと理解しております。

そういう観点から、やはり忘れてはならないのは、行政が市民のためにどのように交通を利用させていただきたいかという観点から、この乗合タクシーを今後も未来的に続けていくための行政としての交通に対する構築というんか、重要性について、もし市長の見解があればお伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 基本的に、高齢化が進む熊野市において、一般的な車にかわる公共交通手段の重要性というのは今後ますます重要視されるだろうというふうに思います。

一方で、これまでのように、バスであると、1日の本数が少ないであるとか使い勝手が悪いというような状況がございます。そういういろんな状況を踏まえて、この乗合タクシーを始めたところでございまして、今のところ、利用者の方がふえているわけでございますし、料金の話については、これは安ければ安いほどいいというのは当たり前でございますが、一般のタクシーに比べればはるかに安い。もちろん、バスに比べれば安いということはありませんけれども、その中間的に、バスよりは少しいただきますが、タクシーよりはるかに安く使いやすいと、そういう意味では妥当な金額ではないかというふうに思っています。

ただ、多頻度で利用される方については回数券の発行ができないか、今、検討しているところでございます。

いずれにしても、先ほどの行き先について、追加の検討しているということを申し上げたところでございました。利便性の向上を図り、市民の皆さんにたくさん利用していただくことが必要ではないか、そのことが存続の最低限必要な条件だというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 確かに、バスよりも安いんだけど、タクシーにつきましても割安な料金で利用されてると私は思っております。

最後に、1点お伺いいたします。

持続できる地域公共交通に向けて、やはり沿線地域というんか、そのエリアの住民がどのように乗合タクシーに対する意識を持っておられるのか、あるいは運行する業者もしかり、そして行政もしかり、みんな利用して、乗っていこうという機運が大事やと思います。

先ほど公室長も言われました広報につきましても、私も広報くまのだけ見れば、昨年10月にこういう形の広報が出て以来、その後、出ておりません。これは、乗合タクシーというのは一部の地域なもので、広報向けには何回も周知するのは難しい面もあるかと思っています。ですけれども、たびたびこの乗合タクシーをより快適な生活の中に使いましょうよ、せっかくそういうテーマで訴えておりますので、これからも特に広報くまので、ほかの地域に関係ないにもかかわらず、やっぱり699万5,000円の事業費を投入して、地域の人たちのためにそういうものを走らせておるんだと、公共交通機関の利用も重要ですけども、乗合タクシーを十分使うていただけますようなPRというんか広報を、たびたび機会あれば訴えていくのがよろしいんじゃないかと思っておりますが、その乗合タクシーのPRいうんか、そういうふうについての公室長のご見解があればお伺いしたいと思います。

○議長（山本洋信君） 市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 今おっしゃっていただきましたように、いろいろ地域を限定して運行しておるといようなこともございますが、これまでも広報とか各目的地へのチラシの掲示、それから先ほど申し上げましたけれども、説明会等を行っております、また包括支援センターや民生委員さんへの周知も行っておりますので、こういった形で、議員が今ご提案いただきました点も含めまして、さらに周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本洋信君） これにて岩本議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本洋信君） 午前10時5分まで休憩いたします。

（午前 9時 51分）

---

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 05分）

---

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

3番 久保智議員。

（3番 久保 智君 登壇）

○3番（久保 智君） おはようございます。

新人議員として初めての本会議、そして初めての一般質問ということで大変緊張しております。要領の得ない質問になるかも知れませんが、どうかご容赦をお願いいたします。

さて、それでは1つ目の中山間地域における活性化策についてお尋ねいたします。

平成25年、26年度、熊野市におきましては、高速道路開通、そして熊野古道世界遺産登録10周年と節目のときを迎えております。市当局におかれましては、それぞれ1億円という大きな予算を計上され、このチャンスを生かすべく、PRや多くのイベント事業を実施されております。今後、その成果・効果につきましては、追って公表されることと思いますが、私もその結果につきましては大きな期待を寄せているところでございます。

さて、先般の選挙後、山間部の各地におきまして、地域の方々とお話しする機会を得ました。そこで、私は、これからの熊野は高速道路の開通による大きな展開が望めるということをお話しさせていただいたんですが、意外にも多くの方々の反応は、そのことへの関心もさることながら、このような大きな事業の中で山間部への手が回らなくなるのではないか、このまま山間部が取り残されていくのではないかという不安を口にされる方が多く見られました。

私は、つい先ほどまでそちら側の席におりましたので、実はいろいろな形で中山間地域の活性化策は実施されている、そしていろんな形で成果を上げていることをお話をさせていただいたのですが、そういうことにつきましては余り知られていないという現状でございました。

それぞれの地域では、多くの方々がその将来、未来を危惧され、市当局がどのように山間部の将来を描いておられるかに大きな関心を持っておられます。特に、産業振興の面においての関心が高かったことから、当局におかれましては、これらの方々の期待に応え、あわせて不安や不満を払拭するために、山間部を初めとする中山間地域において、これまでやってきた活性化策、そしてこれから実施していく活性化策について、また目指す将来像について、より具体的に市民の皆様には知らしめていくべきではないかと考えております。

そこで、次のことについてお聞きいたします。

1点目が、熊野市において、これまで山間部で実施してきた産業振興に係る施策について。

2点目が、これから目指すこれら地域における産業の将来像と、それを実現するための具体的な施策について。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） 議員ご質問の1点目、これまでの中山間地域、特に山間部において実施してきた産業振興に係る施策についてお答えいたします。

中山間地域における産業施策につきましては、農業及び林業が中心となっております。このうち、農業分野につきましては農業振興課が、林業分野につきましては林業振興課からお答えさせていただきます。

まず、農業分野につきましては、これまで地理的条件等を生かし、高菜や新姫を中心にさまざまな品目の生産振興に努めてきたところであります。

高菜につきましては、平成9年度から取り組みを始め、現在、山間部を中心に80 a 栽培されており、毎年10 t 程度の商品が出荷されております。当初の課題であった販売先の確保につきましては、農業振興課で事務局を担当している熊野たかな振興会における地道な営業努力等により、近年では三重の伝統野菜に選定されるなど県内外での認知度も向上し、熊野のたかな漬けとしてのブランドが確立されております。それにより、これまで中小食品関連事業のみとの取引が中心となっておりましたが、大手事業者からも引き合いの強い商材として成長してきました。

ただ、こうして引き合いがふえているものの、原料のままの生産が不足しており、その対応に苦慮している状況にあります。こうした中、今年度、高菜の生産基盤強化のために、農業部門に特化した地域おこし協力隊も委嘱して、大手事業者との取引に向けて努力しているところであります。

また、新姫につきましては、香酸かんきつということから山間部でも栽培可能であり、平成16年度から本格的な産地化を進めております。現在の市内全体での栽培面積が約8haに対して、紀和町や育生などで3.9ha、6,177本が栽培されていることから、栽培面積の半分が山間地域で栽培されていることとなります。今後、品質向上のために、県、紀州地域農業改良普及センターの協力を得て、指導を受けることにより、少しでも農業所得が向上するよう努めていくこととしております。

また、飛鳥町や育生町で取り組まれているニンニク栽培につきましては、生産から加工までの支援を行っており、引き続き生産者の意見を聞きながら、行政として支援できる部分を探っていくこととしております。

さらに、市場関係者から引き合いの強い品目として提案を受けて、契約栽培という形で取り組んだミズナやオクラ、ハウレンソウの生産振興も行っております。

引き続き、地域特性や農家の皆様のご意見を伺いながら、さらに充実した生産振興を行っていきたいと考えております。

次に、生産基盤の面では、現在も進行しております県営中山間地域総合整備事業を活用し、水路や頭首工、農道等を整備しており、平成22年度から平成27年度の6年間で総額で約7億円が投資されることとなっております。

また、平地との生産条件の不利を補正するための国の交付金、中山間地域等直接支払事業なども、飛鳥町を初め5地区で活用いただいております。

このように、生産振興と基盤整備の両面からの支援を引き続き積極的に行いたいと考えております。

続きまして、2点目のこれから目指すこれら地域における産業の将来像と、それを実現するための具体的な施策についてお答えいたします。

市といたしましては、総合計画におけるこれからの産業の振興の目指すべき姿として、「地域資源を活かした、独創性のある産業が発展するまち」としております。さらに、輸出と集客の促進によって、働く場、雇用の創出を図り、市の活力を生み出すことを目的に事業を実施しております。

今まで実施してきた産業振興に係る事業につきましては、主に地域特性を生かしつつ、他地域との差別化を図る事業の展開を図っております。今後も、これらの事業を継続するとともに、新たな事業展開及び課題の解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

具体的な取り組みとしましては、農業分野において、農業者の高齢化や担い手不足などから耕作放棄地が増加傾向にあるため、市としましては、地域農業の持続的な発展を図るため、地域の中核的な担い手の方々に作業受託や農地の利用権をまとめるなど水稲を集中する一方、水稲作業から離れる方々に野菜づくりに取り組んでいただくといった集落営農組織の立ち上げを推進しています。こうした組織化による利点は、水稲栽培の規模拡大と機械の共同化等によってコストダウンが図れるとともに、担い手不足や農業者の高齢化により耕作放棄せざるを得ない農地の管理等を行っていただけることでもあります。さらには、水稲作業から離れる人々による野菜栽培の可能も考えられます。

現在、市内では農事組合法人五郷が組織されており、今後も山間部で組織化を推進していくこととしております。そのためには、まず既存組織の基盤強化に取り組むことを重要と考えておりますので、他地域で推進する一方で、既存組織の強化も進めていくこととしております。

将来的には、山間部の各地域において集落営農等の組織が強化されることにより、高齢等で離農せざるを得ない小規模水稲農家から受託できるシステムを構築し、委託した小規模水稲農家には、離農することなく、可能な範囲内ですき間野菜の栽培にご協力いただき、少しでも所得を得られる環境づくりに努めていきたいと考えております。そのためには、先ほども答弁しましたが、事業者から引き合いの強い品目等を見きわめていかなければなりません。

こうした中、昨年度からではございますが、県内事業者と契約栽培を進めており、トウガラシの栽培を推進しているところであります。栽培については、今年度も継続しており、今年度は昨年度の倍の300kg以上の収量が求められており、買い上げ金額も、粘り強い交渉の結果、昨年の提示額より上乘せしていただくことができました。今後、山間部の皆様方で希望される方全てにお願いできるよう、引き続き調整していくこととしております。

現在、トウガラシが中心ではありますが、その他の事業者とも取引ができるように積極的に取り組んでまいります。

そのためには、農業者の経営意欲を低下させ、離農への契機となる獣害対策にも重点を置いて取り組まなければなりません。獣害対策につきましては、市単独事業による獣害資材購入費に対する補助制度や国の補助制度も充実しております。昨年度は、国の補助制度を活用して21km、これは山間部で17地区の金網柵を整備したところでございます。

これらの環境整備を充実した上で、集約された水田を集落営農組織が担い、市場関係から引き合いの強い少量多品目の野菜をそれ以外の農家が担うことができる地域構成が実現できればよいのではないかと考えております。

議員におかれましても、流通業者等さまざまなネットワークをお持ちのことと思いますので、ぜひ有益な情報提供はご提案いただき、ともに山間地域の活性化のためにご協力いただきますようお願い申し上げます。

山間地域における農業の活性化につきましては、市としましても重要なものであると認識しておりますので、関係機関と連携しながら、さらなる振興に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

（林業振興課長 大江勝郎君 登壇）

○林業振興課長（大江勝郎君） 林業分野での議員ご質問の1点目、これまで中山間地域において実施してきた産業振興にかかわる施策についてお答えいたします。

高い単価で大量の木材を安定的に生産するには、適正な施業や作業の効率化が必要であるため、林道整備などの基盤整備及び森林作業道開設に伴う測量支援を行う補助事業、山林の境界をGPS測量により森林組合が調査するための補助事業を行っております。

また、地域産材の地元での消費拡大を図るため、市内製材所が出荷した地域材を使い、市内建築業者が市内に住宅を建築する場合に30万円分のレインボー券がプレゼントされる木造住宅建設促進対策事業を実施しております。

さらに、地域材の高品質化と利用拡大を図るため、市内製材業者で組織している熊野材利用推進協議会においては、地元での利用拡大と都市部への販売促進に取り組んでおります。

続きまして、2点目のこれから目指すこれら地域における産業の将来像と、それを実現するための具体的な施策についてお答えいたします。

先ほど農業振興課長も申しましたが、市といたしましては、総合計画におけるこれか

らの産業振興の目指すべき姿として、「地域資源を活かした、独創性のある産業が発展するまち」としています。その中で、林業分野における目指すべき姿として、行政機関や関係業界などが一体となった総合的な森林整備が進み、適正な施業と維持管理により多様で健全な森林が育まれていることとしています。

取り組む内容といたしましては、これからも適正な施業と維持管理により、林業の安定化を図るよう努めてまいります。また、地域材の高品質化と生産性を向上させるとともに、利用拡大を図るために、引き続き作業道開設に伴う測量支援に係る補助事業や木造住宅建設促進対策事業のほか、熊野材利用推進協議会とともに他地域への熊野材の販売促進等を実施しながら、利用量の拡大を図ってまいります。

中山間における林業の活性化につきましては、重要なものであると認識しております。関係機関と連携しながら、さらなる振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 詳細にわたるご答弁、ありがとうございました。

では、少し、何点かお尋ねをいたします。

まず、農業振興課長にお尋ねいたします。

まず、これまで取り組まれてきたもののうち、高菜、新姫などにつきましては一定の成果を上げられているというふうにお聞きしました。市担当者の方々の熱意と、それから地元の生産現場の熱意がうまく融合したものと思っておりますし、これまでの努力に対しまして敬意を表したいと思えます。

また、その他の作物につきましても、いろいろ取り組まれているとお聞きしましたが、産地化に向けて有望なものも幾つか見出されると思えます。それら作物の生産につきましては、まず試験的に生産実験をされていると思えますが、どのような形で実施されているのか、また、その経費についてはどのような負担をされているのか、お伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 試験栽培という件でございますが、試験栽培ということから、事業者から求められる量が少量であるということがありまして、栽培者の公募はせずに、まず地域おこし協力隊や獣害捕獲隊の皆さんのご協力をいただきまして実施しております。

また、経費につきましては、市で野菜の種や資材費の一部を支援できるように予算化をしております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 野菜資材等について支給されるということですが、例えばその作物が病害虫の影響で収穫できなかったなどという事故の場合とか、生産者にとって収入が望めないということが発生したときのリスクというのがあると思うんですけれども、その場合、生産者のほうからこんなもんをつくりたいと希望があった場合は、それはいたし方ないのかなと思います。例えば先ほどのことのように、市のほうからこういうものをつくっていただきたいというふうにした場合、そのリスクを軽減するために、もう少し、もう一歩進んだ委託料的なものというのは出せないものでしょうか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） まず、生産者において、こういうふうなものをつくりたいとのもし要望があれば、販売先も含めて生産者にお任せし、必要に応じて支援していくこととなります。

一方、市から提案する作物につきましては、販売先も確保した状況で提案するため、取り組みに当たっては、生産者に説明し、説得して取り組んでいただくこととしております。こうしたことから、万が一、病害虫により収穫ができないなどの事故が発生しても、生産者が一般的に負うリスクであるのではないかというふうに考えております。最終的にリスクを市が全て負うということになりますと、生産者の創意工夫ややる気をそぐ可能性もあります。

また、他の産業分野、農林水産業なんですが、水産・商工業ですね、他の産業分野との関係も考えなければなりません。

ただ、市として、リスク軽減の支援は取り組み初期段階において必要だとは考えております。

こうしたことから、資材等の一部の支援を行っていかうというわけであり、収穫物は全て生産者に入るので、一般的な品目により、試験栽培で実施するほうが有利であるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） よくわかりました。

できる限りリスク軽減を図っていただいて、ますますいろんなものができていくようにというふうに願うものであります。

先ほど、トウガラシ等については事業者との契約栽培を進めるということで、産地化に向け、一步も二歩も進んだのかなというふうに思います。大きな成果を上げられるように期待をしております。

ただ、もともと熊野市で栽培が盛んに行われていたものではない作物でございますので、それにつきましては、いろんなリスク、何度も言いますけれども、背負うこととなりますので、どうかご配慮お願いしたいと思います。

そこで、もともと熊野市でも栽培されてる作物、例えば、今、育生町の赤倉のほうでトライされておりますショウガとか、それから山間部ではどこでも地生えしてますけれども、ミョウガとか、そういうこの地に根差した、余りそういう栽培できるかどうかかわからないというリスクが少ないものについての取り組みというのは、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） まず、市のほうで産地化を進める場合は、それぞれJA、市場関係者等からのアドバイスをもとに品目選定をしております。さらには、選定の際には、当地域の地域性が優位に働くことや、引き合いが強く、全量買い上げ可能な品目を提案いただき、試験栽培から取り組んでいくということにしております。

議員が今申し上げました山間部、育生町等でのそういうつくりやすい、自然に生えてる野菜だと思うんですが、例えば議員ともいろいろ話ししとる中で、ショウガとかミョウガが考えられますが、そういうものに、ミョウガにつきましても、市場性がもしあるのであれば、前向きに検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

ぜひ、いろんなものにトライしていただきたいと思いますし、自分も実はショウガの苗を供給できるように、ある程度の量を今つくってます。ですので、もしトライしていく意思があるのであれば、またご協力したいと思います。

それから次に、集落営農についてですが、山間部の農業の生き残りには、この方法は

欠かせないものと私も思っております。ただ、その推進については、これも生産を担う方々へのご負担が結構多くなると思いますので、そのリスク軽減のために組織の強化をしていくということをございました。

そこで、その組織を法人化するなり、そうしていく際に、ある一定の期間、ランニングコストの軽減とか、そういうことについて考えられるのかということをお伺いします。

○議長（山本洋信君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 今、ランニングコストと人件費の再質問ですが、今現在、五郷町にある既存団体を考察したところ、人件費の支援よりも違う部分での支援の必要があったのではないかと今考えております。必要と思われるものは、組織内での役割分担の明確化等に我々農業振興課も積極的に加わり、確立すべきだったのではないかとこのうふうに今現在考えております。

そうはいつでも、金銭的な支援は全く必要ないとは考えておりません。しかし、人件費等の支援は、将来的に支援が切れた場合、そしてまた長続きしないとの関係機関との情報交換の場でも聞いております。

そのため、人件費の支援につきましては、集落営農等の状況を慎重に見きわめながら、支援方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ぜひ、そういう組織がなされるように願っております。本当に、これから先、放っておくとそのまま、私の家の周りでも本当に荒れた田んぼばかりになってきました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

林業振興課長にお伺ひします。

林業部門におきましては、構造的な林業苦境の中、なかなか地域の活性化につながる事業は難しいのかなというふうに感じてます。しかしながら、山林の荒廃は、そのまま山村の荒廃につながると思ひております。

先日、管内視察の際に、私有林の間伐事業の現場を見せていただきました。その中でお伺ひしたところ、補助金がなければ経費が収入を大きく上回るという事実をお聞きし、やはりその有効活用としては、また別の方法もあるのではないかとこのうふうに思ひます。

以前、先輩議員のほうから、バイオマス発電等の可能性についても研究ができないかというご質問があったと思ひます。この辺については、研究していただくということは

可能でしょうか。

○議長（山本洋信君） 林業振興課長。

○林業振興課長（大江勝郎君） 木質バイオマス発電等の可能性の調査ということにつきましては、みえスマートライフ推進協議会とか熊野プロジェクト検討会におきまして、林業振興課だけではなくて、森林組合や木材利用組合、商工会議所、ふるさと振興公社、三重県のエネルギー政策課、富士通総研の木質バイオマスの専門家も交えまして、関係者一同会しまして、何度も協議を重ねてまいりました。

しかし、皆様との協議の中では、材の確保において、林道の沿線では材は確保しやすいが、なかなかその奥地になってくると、どうしても搬出コストがかかってくるということで、経済性の確保と、それと長期的に見てどうなのかということが問題となりまして、今の全体的な、総合的に見て、慎重にならざるを得ないという状況に今なっております。

しかしながら、市といたしましては、まずは、木はただ燃やすというもので、燃料として考えるんじゃなくて、まず熊野材として立派な木を育てるとというのが大目的でありまして、その中で附帯的に出てくる間伐材や林地残材などの有効性を引き続き研究していくのは、木を無駄にしないという観点から、今後も研究は必要であると考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） コストの問題を言ってしまうと、そこで終わってしまうのは間違いないと思います。その経費とかコストの面だけにとらわれずに、山村の環境問題も加味したご検討をこれからもお願い、研究をしていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。

市で実践しておられるいろいろな事業につきましては、まだまだ市民の方々に知らしめていく、もっとPRしていく必要があると思います。総合計画において、いろいろ目指す姿を描かれていますし、市長も折に触れ語っておられますが、市民の方々においては、その描く未来について、いま一つ知られていないのも事実です。

そこで、市として、「地域資源を活かした、独創性のある産業の発展するまち」を目指すための、今行っている、これから行おうとしている事業のロードマップ的なものをつくって、これは山間部のことですが、その山間部の方々に提示していけば、よ

り皆さんが未来を感じ、そしてより強い意思を持って地域づくりに臨むことができるのではないかと思います。この件についてご検討はいただけないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 今、議員から、市でいろんなことをやってるけれども、市民の皆さんにまだまだ十分に知られていないんじゃないかというご指摘がございました。

冒頭のお話の中に、中山間地域が取り残されると、高速道路や10周年記念でいろんな取り組みをやってるけれども、中山間はそういう取り組みから取り残されるんじゃないかというお話もございました。ちょっと、その点から少し触れさせていただきたいと思いますが、高速道路や熊野古道世界遺産登録10周年を記念して行う事業については、できる限り市内全域、すなわち市街地だけではなくて、山間部や海岸部における観光資源にもお客さんに周遊していただきたいというふうに思っております。

もう一つは、お客さんがふえておりますが、市内にお客さんがふえて、市内での消費がふえれば、そこでその消費に供給されるものについては、やはりその担い手は山間部であり、海岸部の皆さんが中心になるんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、決して山間部を置き去りにするようなことはあり得なくて、今、農業振興課長、林業振興課長がるる申し上げましたように、市としては、市全体での発展に向けていろんな取り組みを行っているところでございます。

ただ、議員ご指摘のように、いろんな取り組みを行っております。予算として用意しているものもございますが、活用されてないものもありますし、そういうご指摘については、我々も十分認識をしてるところでございます。さらにPRをしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

その際に、目指すべき姿とロードマップを示すべきじゃないかというお話がございました。

目指すべき姿については、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。

ロードマップという言葉ですから、時系列に従って、これから順序立って取り組むものについて、わかりやすく、取り組もうとされてる方々に明示をしていくべきじゃないかということかと思っておりますけれども、その点についてもごもっともかと思っております。

ただ、計画というようなかちっとしたものとして考えると、なかなか住民の方には受け入れづらい面もありますので、こういうことを順に沿ってやりましょうという軽いような、軽い形でのお示しをしながら、ともにいろんな取り組みが最終的には自立して行

っていただけるように、市としては、リスク軽減のための取り組みを含めて、しっかりとともに取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういう意味では、議員は行政経験も長いわけですし、まさに山間部にお住まいでございますから、ぜひいろんな面でご協力いただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

山間部に住んでおまして、大変危機感というのを持っていたんですけども、私ども以上に、もう一つ奥地に行くと、危機感どころの話じゃないという部分がよくわかりました。ぜひ、これからの活性化においては、市の力というのは絶大なものが必要かと思えます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

この項目についての質問を終わります。

次に、2点目の地域医療についてお尋ねします。

熊野市の中山間地域においては、市が設置した地域診療所が数カ所存在いたします。医師不足の中、これまで幾度となく無医地区となる危機を乗り越えながら、当局の大変なご苦勞の結果、委託開業などの形態をとりながら、市の施設として存続され、地域の方々の命のよりどころとされてきました。

しかしながら、先般、五郷診療所の医師が離任されました。その結果、五郷町を初め近隣の地域の市民の皆様にとりましては、大変な不安にさらされることになりました。当局では、とりあえず二木島診療所から週に2日程度の出張診療を行っていただいて急場をしのいでいるとお聞きしております。

しかし、二木島診療所の先生におかれましては、体力的にも精神的にも大変なご苦勞をされていると思えますし、また二木島周辺の市民の方々にとりましては、診療時間が減少するという事態も起きていていると思えます。

そこで、2点ほどお聞きいたします。

その後、後任医師の確保についてはどのような状況にあるのか、また、ほかの診療所において、近い将来、離任されたり閉鎖されたりする予定の診療所はないのかお聞きいたします。

以上、お願ひします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

健康・長寿課長。

(健康・長寿課長 清嶺地利夫君 登壇)

○健康・長寿課長(清嶺地利夫君) 久保議員ご質問のうち、2点目の地域医療についてつきましてお答えをいたします。

まず1番目の、その後、後任医師の確保についてどのような状況にあるのかについてお答えをいたします。

五郷診療所の医師につきましては、平成25年12月25日に平成26年3月末で離任したいとの申し出を受理いたしました。受理してから離任までに3カ月程度しかございませんでしたので、後任医師の確保に向けた取り組みとともに、4月から五郷での診療と往診の継続を図ることについても取り組まざるを得ませんでした。

まず、後任医師の確保に向けた取り組みについてでございますが、紀南医師会長へ医師会の方で心当たりのある方はいないかを当たっていただくなど協力を求めるほか、市内在住の医師に対しましても個別に協力を求めました。また、県地域医療研修センター長にも、地域医療に興味のある方がいないか探していただいたりしております。

加えて、紀南病院や他市での医師確保の状況などを聞き、参考にしながら、市のホームページに募集広告を掲載し続けており、新聞・テレビ等のマスコミにも五郷診療所の現状の情報提供をしております。

また、県の医師確保を担当する地域医療推進課にも助言を求め、県が医師確保の対策として行っている求人情報おいなねっとみえ医師バンクへの募集広告も行っております。さらに効果の高い募集方法といたしまして、県や他市の意見を参考にし、有料ではございますが、多くの医師が読まれているという医療情報誌にも2回ほど求人広告を掲載いたしました。

現在、医師募集の状況につきましては、インターネットを見て、1人の医師から地域医療をやってみたいという問い合わせをいただいております、その対応を行っているところでございます。

次に、診療所の休診だけは避けなければならないとの思いから、医師募集と並行しながら、医師会及び個別に市内の医師に診療のお願いを行い、離任後、4月から、市立荒坂診療所の平谷先生にご無理をお願いし、五郷診療所に来ていただき、週2回ではございますが、診療を行っていただいております。

往診の必要な患者につきましては、同様に市内3名の医師のご協力を得て、9名の方

の往診を行っていただいている状況でございます。

医師の確保につきましては、県内の他市におきましても苦勞されている公立診療所が少なくないと聞いております。医師の都市部への偏在が顕著になっていることなどから、多くの過疎地、離島等において医師の確保に苦慮しているのが現状でございます。

次に2点目の、他の診療所において、近い将来医師が離任されたり、施設自体が閉鎖される予定の診療所はないかについてお答えをいたします。

五郷診療所のほかの診療所でも、高齢を理由に今後も診療を続けられるか不安があり、ことしの秋ごろをめぐりに離任を考えているというお話を伺っているところではございますが、正式にはまだ受理していないのが現状でございます。

また、施設の閉鎖につきましては、現時点では考えておりません。

ただ、高齢化と人口減少により、これらの地域の患者数も年々減少の一途をたどっていることなどを考えますと、現状の診療体制を継続していくことが理想であり、努力はしてまいります。医師の確保が難しいということになれば、住民の皆さんが安心して受診できる他の診療体制もあわせて検討する必要があると考えております。

県の地域医療推進課に対しましても、市立診療所の医師とともに当地域の診療所や医師の現状を伝え、県内、特に僻地における診療体制のあり方について検討していただくようお願いをしているところでございます。

以上であります。

○議長（山本洋信君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

後任について、現在交渉中ということで少し安堵いたしております。できるだけ早いうちに決定されることを期待したいと思います。

医師の確保というのは、私も担当しておりました。今、五郷診療所の先生が、前の先生が来られたときの担当をしておりました。大変苦勞した覚えがありますので、本当に大変かと思いますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから一つ、最後に、前から来ておられたお医者さん等とよう話をしたんですけども、よく先生方がおっしゃるには、結構孤独な状態に置かれていくという話をお聞きしました。そこで、地域の情報を共有するためにも、保健師さんとのリンクというか、それがすごく大事になってくるんじゃないかなと思います。ぜひ、これもお願いなんですけれども、保健師活動と地域診療所のリンクを強化していただきますようお願いし

て、質問を終わらせていただきます。とりとめのない質問になりました。どうもありがとうございました。

---

○議長（山本洋信君） 午前11時まで休憩いたします。

（午前 10時 48分）

---

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 00分）

---

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

7番 山田実議員。

挙手をお願いします。山田議員。

（7番 山田 実君 登壇）

○7番（山田 実君） 失礼いたしました。それでは、一般質問をさせていただきます。

まずは、介護保険改正についてお伺いいたします。

政府与党は、5月14日の衆院厚生労働委員会で、医療・介護制度を根本から改悪する医療・介護総合法案の質疑を一方向的に打ち切り、全野党が反対する中、与党だけの賛成で採決を強行し、可決いたしました。

この法案は、要支援者は訪問・通所介護が保険給付で受けられなくなり、特別養護老人ホームは原則要介護3以上でないと入れない、利用料を2割負担とするなど、現行制度を大きく変えてしまうものです。これらの問題点を踏まえ、介護保険制度を取り上げ、訪問・通所介護サービスについてお聞きします。

現在の介護保険制度は、2000年にスタートし、サービスを利用するためには介護認定が必要で、市町に申請し、訪問調査が実施され、要支援1から要介護5までの7区分の介護度の判定を受け、この介護度の認定によってサービスを受けることになります。

しかし、介護保険改正では、要支援者が利用している予防給付サービス全体の6割を占める訪問介護、通所介護を現在の予防給付から切り離し、市町が実施する事業に移行させるものであり、その受け皿に新たな総合事業を創設し、事業の大枠は国がガイドラインとして示し、その範囲内で市町が対応していくというものであります。ボランティアやNPOに肩がわりさせ、非専門職によるサービスの提供も可能としている。

事業者への報酬は、訪問・通所介護サービスについて、現行単価以下に切り下げられる一方、利用料は要介護者の負担割合を下回らないとしています。さらに、利用者個人の限度額管理を行って利用を制限し、市町の事業費に上限額を設けて費用を抑え込むという二重三重のサービス切り捨ての仕組みであります。この仕組みを、2017年度末に市町の事業にするというものであります。

このまま実施されれば、要支援者の訪問介護、通所介護サービスが現在の内容・水準から大きく後退する危険性があり、こうした国のやり方に反発する声も上がっています。

要支援外しは、早期発見、早期対応の認知症ケアの原則に反するとし、奈良県天理市では昨年12月に市議会が意見書を全会一致で可決し、北海道でも道議会を初め3分の1を超える自治体が意見書を可決しています。

中央社会保障推進協議会が昨年末に行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について可能と答えた自治体はわずか17.5%にとどまりました。

東京都市福祉保健部長会は、昨年11月、厚労省に介護保険制度改正に対する緊急提言を提出し、要支援と認定されても必ずしも保険給付を受けられるとは限らず、受給する権利が不明確になると強く批判しています。

さまざまな団体、事業者からも、ヘルパーのかわりにボランティアと国は言うけれども、ヘルパーは賃金水準が上げられず、人材不足が深刻なのに、さらに報酬が安い有償ボランティアに人が集まるとは思えないなど、全国自治体や事業者からも、とても無理だという声が上がっています。

こうした批判の声が上がっている状況から見ても対応できるとは思えません。本市でも、こういった不安や戸惑いはあると思いますが、現在、その準備状況などはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 清嶺地利夫君 登壇）

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 山田議員ご質問の介護保険法改正についてお答えをいたします。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置としまして、効率的かつ質の高い医療供給体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医療法及び介護保険法等の関係法律について整備を行うことを目的とする、地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案がこの2月に国会に提出され、現在、審議されているところでございます。

この法律案のうち、介護保険法関係では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化について、重要5点がうたわれております。

1つ目が、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化。

特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化。

3、低所得者の保険料軽減を充実。

4、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ。

5、低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加などが主な内容となっております。

議員ご指摘の訪問・通所介護サービスにつきましては、現行の介護保険制度では、要支援の方向けの予防給付サービスの中に位置づけられ、全国一律の基準でサービスが提供されております。

今回の改正では、この要支援の方を対象とする予防給付サービスのうち、訪問・通所介護サービスについて、平成29年4月までに、全ての市町村において、介護保険の給付サービスから市町村が地域で実情に応じて実施する地域支援事業へ移行することとされております。

訪問・通所介護サービスは、市町村が実施する地域支援事業へ移行しますと、まず要支援の方へのケアマネジメントを行い、必要なサービスを決定していくことになります。ケアマネジメントの結果、身体介護など専門的なサービスを必要とする方には、引き続き介護事業所等でサービスを受けていただくことになります。

一方、掃除・洗濯・ごみ出しなど、専門知識がなくても提供できるサービスを必要とする方につきましては、NPO法人、民間事業所、住民ボランティアなどのサービスを受けていただくことになります。

市では、市町村の円滑な移行を支援していくこととして、法案成立後、介護保険法に基づくガイドラインを作成することとされております。

市といたしましては、要支援の方の訪問・通所介護サービスについて、改正後、市が行う地域支援事業の中で対応することとなりますから、これから受けられるサービスが

極力低下することのないよう、その財源やサービスの内容について検討していく必要があると考えております。

現在、紀南介護保険広域連合と構成市町で、今後の対応と情報共有のため、勉強会を随時開催しているところでございます。

また、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画につきましては、今年度、見直しを行い、平成27年から平成29年までの第6期介護保険事業計画を作成することとしております。保険者である紀南介護保険広域連合において、改正の動向を見据え、内容を適切に組み込みながら、第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

今回の制度改正は、介護保険制度を持続するために講じられた必要な措置であると認識しております。繰り返しになりますが、市が行うことになる地域支援事業として、訪問介護、通所介護サービスについては、必要なサービスを引き続き受けいただき、極力サービスの低下がないように努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、高齢者やその家族が、健やかに安心して、住みなれた地域の中で生き生きと生活することができる社会を目指し、市民の皆様、地域の皆様のご協力をいただきながら、支え、助け合いを基本として、介護保険制度はもちろんのこと、高齢者福祉や健康づくりなど、今後も力を入れて取り組んでまいる所存でございます。

以上であります。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） それでは、この介護保険法の改正案ですけれども、まだ実施されているわけではなく、今、国会でも審議中で、6月5日ですか、厚労省のほうが負担割合のところ撤回をしてるわけですね。法案自体がまだ非常に未成熟な状態で、それでも、今、課長が持続可能な法整備だと、改正だというお話がありましたが、私はこの介護保険法の改正は完全に切り捨てだと考えております。

まず、課長にお聞きしていきたいのが、いわゆるデイサービス、要支援の方、この方たちが本当にサービスがきっちりと利用できるのかどうか、疑問を持っています。

まず1点目として、この改正法案の中に「新しい総合事業とは」という言葉が入っているんですが、このことについて簡単に説明いただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） ご質問の総合事業についてご説明をいたします。

これまで、現行では、要支援の方というのは、介護予防給付というので訪問介護、通所介護というのが行われておりました。

それとは別に、介護予防事業ということで、これまでも総合事業というのが一次予防事業、二次予防事業ということで、筋トレやなんかも含めて実施をしておりました。その中に、今回の訪問介護と通所介護、この部分がこれまでやってた総合事業の中に含まれるということになっております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） この新しい総合事業という中で、人員や運営等にかかわる細かな基準は国として一律に定めず、事業の大枠を縛るガイドラインを作成し、その範囲内において市町で対応するという、この市町の部分が本市においてのことだと思うんですが、この対応というのはどのような対応になっていくのか、ガイドラインについては国が制作していくわけなんですけど、それに伴ってどう対応されていくのか、そこをお聞かせください。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 現在のところ、詳細につきましては、先ほど壇上でも言いましたように、広域連合と市町とで、どういうふうなやり方でやるかというふうな協議中ということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 今後、広域連合としっかり密に連絡をとり合って、対象者の方が不利益にならないよう、まず心がけていただきたいと思います。

また、この総合事業の中に、ボランティア、NPOを活用する、非専門職によるサービスを提供する、課長の答弁の中には、いわゆる掃除・調理についてはボランティア等で行えるというお話でしたが、このことがいわゆる専門職を切り捨ててしまう、切ってしまうという形になるのではないかと危惧してるんですが、このことについて、いわゆるボランティアを入れていくということに関して、どのように考えております。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 私の勉強した範囲なんですけれども、やはり現在のヘルパーに、より専門性の高い仕事をする事で賃金も上げていきたいというふうなこ

とを書いておいたというふうに思います。そういう意味では、より誰でもできる軽易な分については、その資格がなくてもできるような形に持っていきたいというふうに、勉強した段階での私の考え方です。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） ボランティアを入れる、いわゆる専門的なことでなければボランティアのほうがいいという見解なんですけど、この介護保険そもそもが、専門職をもって当たっていくとうたわれてたはずなんですけど、これは完全に専門職外を投入して、その介護自体の質を下げてしまうのではないかと、私、考えます。ボランティアの代替による専門職の切り捨てが問題になってると。

ヘルパーの生活援助は、単に掃除や調理をすることではありません。状態変化の早期発見と対処、リスク回避、認知症への対応、利用者との時間をかけた関係づくり、信頼の構築や相談、援助など、一連の家事を通して生活を総合的に支える点において専門性があります。これらをボランティアで代替することは、いけないと考えてます。

ボランティアでも可能というのは、介護の専門性を真っ向から否定するものだと考えますが、課長、どうでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 全てボランティアということではございませんで、NPOもしくは事業所も、委託というようなことも検討されてるというふうにお聞きしております。

専門性ということですけども、例えば認知症の関係もしくは見回り、いろんな形でほかの、現在、私どもも集落支援員とかいろんな形でやっていますし、できたらごみ出しやなんかは地域で連携できないかなとか、いろんな形を模索はしております。

そういう意味で、専門性の、より介護予防に、例えばごみ出しにしても一緒に行っていただく、料理をするにも一緒にしていただくというような形で、かかわっていただくことによって介護予防ができるんじゃないかと、そういうふうなことも検討されてるといふふうに思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 先ほど、私、言いましたけれども、状態の変化、早期発見という部分において、そのボランティアであったとしても、専門職じゃなくてもできるという考えででしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） まだ、詳細については、ここで申し上げることはできないんですけれども、できるだけボランティアでできる部分はボランティアでしていただくと、そこら辺の区分けについては、今後いろいろと検討していかなければならないところがあると思いますけれども、できるだけしていただくと。

といいますのは、このまま5%、6%の伸び率でいきますと十数年で倍になります。今、10兆円余りが20兆円になるのではないかと。それを3%台にすると、逆に20年、10年、確実に3%伸びる、下がっていくじゃなく伸びるということで、その持続可能性な制度を維持していくということで、私どもも、この制度を維持するためにも、何とか国の改正を守っていきいたいというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 課長の答弁の中は、給付を抑制していくという中で持続可能にさせていく、国のいわゆる法改正を待っているということでしょうか。

私、今回の法改正のこの案なんですが、非常に切り捨てられる危惧がある。この地域にとって、高齢化がどんどん進んでいく中で、非常に介護という重要度、これが本当に専門職、今、質の高いものを持っていかなければ、いわゆる予防という、予防給付がスタートしてるにもかかわらず予防ができなくなってしまうのではないかなと考えております。全体として、サービスは薄く、負担は厚くという方向になってるのかなと。

課長、このまま給付の伸びが伸びていくと、いわゆる事業所、今回の法改正によって、事業所の縮小や、市町、市町村間の格差の拡大ということも懸念されるんですが、そのことについてはどう分析されておりますか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 事業所の問題ですけれども、予測ということでは言えないと思うんですけれども、確実にゼロではなく3%から、このままいくと5%ぐらいにふえていくということの関係もあると思いますので、どうなるか、ちょっと予測は、事業所についてはわからないという現状です。

それから、格差の拡大、一応各市町で検討できるということですので、若干の違いというのは、個性といいますか、部分は出てくるというふうには考えておりますけれども、ここら辺についても、まだまだ協議をしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） この介護保険の仕組みというか、介護保険制度のスタートしたときには、第5の社会保険として2000年にスタートし、介護保険法第1条では、要介護状態となっても、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」とうたってるわけですよね。

今回の改正、先ほども私、何度も言っとるんですが、予防に移行したことも私は改悪だと思ってました。それが、予防をする方向でいってるにもかかわらず、今回の改正では、先ほどのこの事業所の縮小や、いわゆる市町村間の格差の拡大という疑問を投げかけたんですが、事業所にとっても甚大な影響が出ると指摘されてるんですね。特に、小規模事業所では、新しい総合事業を受託できなかったり、受託しても事業単価の切り下げによって収益が大幅に減少する可能性も疑われてるんですよ、指摘されてるんです。

事業の存続そのものが困難になるおそれが出てきた場合、職員にとって処遇条件の切り下げにもつながりかねないんですよ。場合によっては、事業所の縮小や休止によって失職するおそれもある。そういうことを課長は分析されてるのか。

改正案ですから、どこまで勉強されてるのか、難しい話ですけども、やっぱりこれから始まろうとする中で、しっかりと検討していく必要がある。本市にとってどのような影響が出てくるのか分析する、そしてそのことを広域連合に伝え、広域連合としっかりと議論を深めていくことが必要ではないでしょうか。

このことについて、今後どうされるのか、この改正案について、今後どのような準備をしていくのか、お答えください。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） まず、事業所の関係、先ほども言いましたけれども、正確な情報ではないかわからないですけども、例えば失職すると言いますけれども、逆にヘルパーが足りなくて行けないというところもあるというふうに聞いております。だから、このまま伸びて行ったときにヘルパーが足るのかというようなことも、そういう意味では、より専門性に特化してもらおうというのも一つの手かなというふうにも考えております。これについては正確な情報ではありませんけれども。

あと、勉強については、やはりまだこれから、広域連合とともに勉強会を進めておりますので、その中で市町としての責任というのは、先ほど言いましたように、大きくな

るわけでございますので、そこら辺についてはしっかりと勉強して、サービスの低下につながらないようなものをつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 私のほうからも提言はさせていただきます。

この予防給付の見直し、政府一連の政策そのものに逆行していると考えています。予防給付の縮小削減は、2005年の法改正によって掲げられた予防重視の方針を正面から否定するものだと考えています。ボランティアでも可能とし、要支援者から専門職と接する機会を奪うことは、認知症の初期対応の重要性を掲げた認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）とは相入れないものだと考えています。

在宅生活の継続に困難をもたらすことになれば、在宅で暮らし続けることを目標に推進しようとしている地域包括ケアの理念にも反することになるでしょう。こういうことを指摘させていただいて、やはりこの法改正の中身をしっかりと勉強していただき、検討していただきたいと思います。

では、要介護1・2の特別養護老人ホーム、特養への入所、特例的に認めるとうたわれてるんですが、この解釈はどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 今回うたわれております要支援1・2の方、特養では3以上ということがうたわれております。その中で、要支援1・2の方については、特例で認めるという規定がございます。

その特例につきましては、一応記載されておるものでは、まず3点、認知症の高齢者がおる家庭で、適切な見守り・介護が必要な場合、2点目が知的障害、精神障害等を伴って、地域で安定した生活を続けることが困難な場合、3点目が家族等により虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠である場合、これが3つでありまして、もう1点、それ以外にもやむを得ない事情、これ以外の事情で生活が著しく困難である場合という場合に、市町村が設置をしております入所検討委員会、ここで議論をしていただくという措置が残されております。

引き続き、具体的な要件につきましては、法改正の後、国のほうから、もしくは県のほうからも指針が示されると思いますので、それを待ちたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本洋信君） ちょっと待ってください。

先ほど、山田議員から要介護1・2という質問、ただいま健康・長寿課長が要支援と言いませんでしたか。訂正があるならば。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） すみません。

要介護3以上の人が今回から入るということで、要介護1・2の方は、特例的に認められることがあるということでもあります。

すみません、要支援と要介護、間違えておりました。

○議長（山本洋信君） 訂正ですね。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 訂正します。

○議長（山本洋信君） 訂正ですね。はい、わかりました。

はい、山田議員。

○7番（山田 実君） 議長、ありがとうございます。

この要介護1・2の、いわゆる入所させないという方向が出てきてるわけなんですけど、本市において対象者はどれくらいおられますか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 26年4月現在の報告でありますと26名で、全体264名中の26名ということで10%弱ということで、これ全国平均とほぼ同等かなというふうに思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） この26名の中に、いわゆる特例的、やむを得ない場合に適用される対象者というのは、現在おられるんですかね。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 私の知ってる範囲では、現在入っておる方については、そのまま継続して入ると。今後、入る方についてということになってるというふうに思っております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 確認です。

現在入られてる方は、今後も入って、入所して、そのまま継続して施設におることができるといふことでよろしいんでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 確定はちょっと、申しわけない。そういうふう到现在の手引の中で読んでおります。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） まだ法律改正してない段階で、手引書の中でそう言ってるというので、確定してないということです。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 確定してないからこそお聞きしたんですが、このいわゆる介護3以上になってしまったということで、1・2の方が本当に入所できるかどうかという不安が出てくると。

この認定について、先ほど課長の答弁の中に、入所検討委員会が個別で判断していくということが言われたんですが、このやむを得ない事情の解釈いかんによってはどうなっていくのかと、いわゆる判断基準ですね。この判断基準は、今現在あるのか、あるというか明確に答えられます。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 先ほど、市長が言ってもらいましたように、これについてはこれからだというふうに。ただ、明記されたのは、先ほど言いましたように、1・2・3の認知症、知的障害、精神障害、虐待というのは明記されておりますけれども、それ以外について、まさにそれ以外ということで、これから出てくるものというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） これからの法律になってきますので、今、明確に答えられないのはわかりますが、このやむを得ない事情の解釈、ここの基準が非常に曖昧になってしまってる。この解釈の仕方も、いわゆる市町、その施設における判断になっていきますので、一律に基準が定められない。だからこそ、先ほど私が言いました市町間の格差が出てくるんじゃないかという危惧もするわけですね。

この解釈いかんによっては、入所が実現するどころか、待機者リストから外される可能性もあると指摘されています。この解釈について、しっかりと議論していかなければ、本当に必要な方の、介護が必要な方が介護を受けられなくなる可能性があるのでは、ここはしっかりと注目していただきたいと思います。

それでは、一部利用料の負担について、現在は1割負担の利用料を2割負担に引き上

げる案が盛り込まれていますが、対象となる基準、いわゆる2割負担になる基準ですね、全ての方なのか、多分、一部となっておりますので、この一部の方というのはどういう方を示しているのか、お聞かせください。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） この法案によりますと、第1号保険者、つまり65歳以上の方で1割のところを2割にするということが盛り込まれております。

お尋ねの基準でありますけれども、現在うたわれておりますのが、大体65歳の被保険者の所得の上限2割の方、20%に相当する方で、合計所得金額が160万以上の方というふうにうたわれております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 課長、新聞読まれてるとは思いますが、先ほど私も最初に、いわゆる厚生労働委員会の中で、田村議員さん、撤回してるんですね、この法案の中身の一部の言葉、文言。このことについて、新聞等で読んでますか、それとも知っていますか。中身というんか、どのようなものが撤回されたか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） すみません、資料のミスがあって訂正したというふうには読んでおります。具体的内容までについては、ちょっと把握しておりません。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 先ほど、課長が160万円以上、いわゆる単身でしたかね。この基準の部分が、この方たちは収入に余りが出ると、60万円ぐらいの。そこがあるので2割負担にしましょうという話があったんですが、委員会の中で議論されまして、この60万円に余裕がないと、このことが明確になってきた結果、撤回したという新聞報道がありました。

先ほども言いましたが、この法案自体、非常に未成熟というか、議論する時間が少なく、法制度として設置するには果たして大丈夫なのかと、こういうことがあります。

今、課長言われましたように、いわゆるミスが出てます。国からのトップダウンでおりにくる法律に関して、それを各自治体があるまうのみにして、うのみという言葉は非常に失礼であります。検討、議論せずに進めていくことについて、非常に危険を感じます。

こういう法制度のあり方で、今は法案、案でありますから、これからさらに議論されていきますが、やっぱり自治体として、担当課として、今この制度が、この法律が通ってしまった場合、どのような影響が出てくるのか、もっともっと深く読んでいく必要があると思います。

国会内において、こういうミスがあるということは前代未聞だと考えます。議会の中で、それも委員会の中で指摘され、それを撤回するようなことが出てきました。だからこそ、この法案に関して、今回、健康・長寿課長に投げかけたのは、まだ案であります。しっかりと検討していただきたいということを思い、質問させていただきました。

この1割から2割に負担を上げるという話ですが、今のところ、国会内では60万円という余裕がある、この部分の根拠がなくなってしまい、今、撤回されております。課長、また一度調べておいてください。

課長、この最後なんです。この保険料、熊野市だけでは決められることじゃないんで答えづらいんですが、広域連合と議論して、今後、保険料が上がっていくのか下がるのか、先ほど継続可能という話が言われておりましたので、今、介護保険の財政はいわゆる火の車状態、その継続がかなり難しい状況になってきてる。介護保険料の問題というのが一つ大きな問題になってくるんですが、このことについてお聞かせください。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 今回の改正全体ですね。

きょうの朝日新聞にもありましたように、制度が改正されてから、保険料そのものが2.6倍になってるというふうなこともあります。このまま放置すれば、当然使えば使うほど上がっていくということになりますので、そこら辺を兼ね合いして、今回の改正が検討されているというふうには認識をしております。

できるだけ多くの方に利用していただきたい、それで健やかな生活を送っていただきたいという一方で、保険料ができるだけ上がらないようにということで、広域連合ともそこら辺を見据えながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 介護保険料、このままいくと上がっていくであろうと。介護保険料の問題は、低所得者だけの問題にはとどまらないと。厚労省は、今後の高齢化に伴って、2025年には介護給付の総費用額が21兆に到達していく。現在、月4,972円、これ平

均ですが、第1号被保険者の平均介護保険料、標準額ですね、これが8,200円程度まで引き上げられると試算されております。こうなってきますと、保険料が払えなくなってくる可能性も出てくる。それこそ、介護を受けたくても受けられなくなってしまう可能性が出てくる、このことをしっかりと意識しておいていただきたいと思います。

この介護保険法の改正案の質問でありましたが、これから来る熊野の高齢化、さらに進んでいく高齢化、そして介護が必要になってくる。この改正案の中には、いわゆるボランティアを入れて、非専門職を入れていく。この介護職員、ヘルパーさんたちの処遇の問題、非常に報酬が少ない、非常に大変な仕事、もっと処遇改善をしなければならないのに、さらに劣悪になる可能性が出てくる、こういうことも指摘されています。

これらも踏まえて、この改正案について、この動向をしっかりと注視していただいて、熊野市にとって悪影響が出てくるのであれば、しっかりと広域連合にも通達というか、広域連合とも議論し、県・国に対して、しっかりと財政支援、この介護制度に対して意見を言っていただきたいと思います。このことについて意見を言うことについて、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（清嶺地利夫君） まだ予測の段階ですので、どうこうというのは、ちょっとこの段階では差し控えたいというふうに思います。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） この項目の最後に、市長にお尋ねします。

広域連合の連合長としておられるわけですが、この改正案が今議論されております。今後、この地域において本当に不利益になるようなことが見えてきた場合、国に対して意見を申し込みたいんですが、そのことについて、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 先ほど来、課長が答弁してるように、私もこの介護保険制度については、未来永劫にわたっての持続可能性という点では非常に懸念を有するところがございます。

マクロ的に見ると、2025年に高齢化率が30%を超えると。その時点で、10歳から14歳までの年齢層が10%余りですから、高齢者を担う層が2人になるわけです。その時点で、先ほども少し課長が申しあげましたように、2012年段階で介護保険に要する給付額の総体が9.1兆円、これが2025年で21兆円になるということがございます。参考までに行く

と、医療費が40兆から61兆、62兆になると。誰がこれを支えるのかという問題がございます。

介護保険制度で言うと、全体の給付額のうちの21%が40歳から64歳までの層が支えております。支える層が少なくなってきたながら、この制度を維持する、その必要性については、これは論をまたず、誰もが理解できるところでございます。

ただ一方で、今みたいなマクロ的な見方と同時に、実際現場でサービスを給付する側の立場、いわばミクロで考えると、いろいろな、この実施に向けては容易ではないことがあるのは多分出てくるだろうと。ガイドラインを含め、細かな点は、法律がまだ固まってない以上、詳細不明でございますが、今、これまでに伝わってる情報からいっても、簡単ではないという認識はしております。

例えば、先ほど来、有償ボランティアという言葉があります。ボランティアという、なかなか、片仮名で、こんな大変なことを地域の皆さん、なかなか言葉そのもので受け入れていただけない可能性があります、そうではなくて、日ごろの地域における支え、助け合いの中で、掃除ぐらいなら手伝うぜというところに多少お金がもらえるというふうな、そういうふうな取り組みを進めていけば、私は、有償ボランティアに結果としてはなるんですけれども、乗り越えられることも当然出てくるだろうと。その辺は、やっぱり現場にいる市町村が創意工夫をしながら、制度全体の持続可能性を担保しながら、必要なサービス、極力サービスの低下がないように、その提供に努めていかなきゃいけないだろうというふうに思ってます。

参考までに、一連の介護保険制度に関する要望、例えば低所得者対策に対する財政支援については、今、5%の範囲内で調整交付金があります。熊野・南郡については、この交付金は5%以上いただいているところでございますが、こういう調整交付金については、別途外枠で国が面倒見るべきだと、そういう要望もしてるところでございまして、必要であれば引き続いて全国市長会等を通じて、国に対する要望は行っていくということでございます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） これからも要望のほうよろしく申し上げます。この項は終わります。

2項目めの項にまいります。

子供たちのスクールバス、あとバスを利用してる子供たち、公共交通機関を利用して

る子供たちのいわゆる通学費というやつですね。この無料について、教育長にお聞きしていきたいと思います。

子供たちが利用するスクールバスの無料化を強く求めていきます。

これまでも、同僚議員が無料化を求めて質問し、保護者からも無料にしてほしいとの声も聞いています。三重県下で熊野市だけが有料でなければならない根拠を、教育長、お伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 杉松道之君 登壇）

○教育長（杉松道之君） 山田議員ご質問の2項目めの子どもたちのスクールバスについてについてお答えいたします。

現在、スクールバスを初めとする熊野市遠距離児童等通学支援事業におきましては、該当児童等1人につき、1カ月1,000円の自己負担金を、また同一家庭において2人目以降の児童等については、その半額の500円を徴収させていただいております。ただし、就学支援を受けているご家庭の児童等については、自己負担金を免除いたしております。

このように、保護者の皆様にご負担いただいていることにつきましては、あらゆる行政サービスや施策の実施において税が投入されておることに鑑み、受益と負担の関係を明確にすることが重要であると捉まえております。それらを踏まえ、施策の妥当性を担保するためにも、受益者負担の視点を大切にしたいと考えております。

そういった考え方にに基づき、スクールバスを初めとする熊野市遠距離児童等通学支援事業につきましては、今後も保護者の過重な負担とならない額を自己負担金として徴収させていただくことといたしたいと考えております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） これまでの答弁と変わらずということですね。

まず、税の投入、受益者負担ということなのですが、今年度の対象者、スクールバスの利用、また公共交通機関を利用している児童たちの人数、わかれば教えてください。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） あくまでも当初予算に掲げておる人数でございます。

現在、6つの項目に分かれておりますけれども、まず木本小学校へ通う磯崎町、大泊町、ここが児童6人でございます。これは、支援形態といたしましては、登下校ともガ

ソリン代の補助をいたしております。

それから、入鹿小・中学校に通う西山方面あるいは湯ノ口方面からの児童生徒につきましては、まずガソリン代の、登校分と下校分と違いますので、登校分が児童4人、生徒5人の合わせて9人、それから下校分は社会福祉協議会へのスクールバスの運行を委託しておりますので、これを利用されてる方が児童7人と生徒6人、13人ですね。

それから、新宮市の熊野川小・中学校、これは上川地区から通っておりますけれども、登校分はガソリンの補助でありまして、児童4人と生徒2人の6人、同じく下校分、これはタクシーで下校しておりますけれども、利用者が児童4人と生徒2人。

それから、デマンド関係で、10月以降の予算に計上しておりますけれども、同じく入鹿小・中、それから熊野川小・中につきましては、これは先ほどの児童生徒と同じ数であります。

それから、飛鳥小学校、これは登下校ともスクールバスを運行しておりますけれども、利用者が、対象者が児童14人。

それから、新鹿小・中へ行くスクールバス、これは登下校ともですけれども、児童9人と生徒8人、17人。

合わせて56人と当初予算ベースではなっております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 細かく数字を言ってお聞きいただきましてありがとうございます。

56名の児童が利用している。その中で、教育長、教育という観点からいったときに、その教育を受けるのは、いわゆる平等でなければならないというのは当然のことですよね。教育を受ける場所というのは学校だと思います。そこに通うために、先ほど教育長は税の投入があつて受益者負担をしていただくのは当然だというお話がありました。でも、全ての子供たちが教育を受ける平等があるにもかかわらず、やはり遠距離によって登下校が大変であると。

このことをしっかりと踏まえて、子供たちが本当に勉強しやすい環境づくりをしていくには、やはり無料にしていくことも、ひとつ政治として、教育の中で子供たちの未来を育むためにも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本洋信君） 教育長。

○教育長（杉松道之君） 当初は、私が知る範囲では平成13年に泊の小学校が休校になりました。そのとき、バスが通っておりまして、そのバスの通学費の保護者の負担がふえ

るということを何とかしなきゃいけないということで、平成14年の1月1日から補助金の交付要綱をつくりまして、バス代の10分の6を補助いたしました。これが最初に補助をいたしたところでございますけれども、やはり10分の4については保護者の負担ということでございました。

そのことを踏まえて、紀和町との合併があり、そして飛鳥の小学校の統廃合があり、それから荒坂小、遊木小の休校があつて新鹿へ通うといったことで、今現在、スクールバスとか、あるいはスクールバスを走らされないところについては、自家用車のガソリンなりの補助をしているというふうな状況でございます。

確かに、山田議員おっしゃるように、教育は全て無料であればいいんでしょうけれども、なかなかやはり2km以上の対象でございますので、2km未満の児童につきましては、雨の日も風の日も寒い日も暑い日も、きちんと歩いて通学をしております。それにかかわって、スクールバスで通学している子供については、そういう厳しい通学ではなしに、過重な負担とならない月額1,000円の負担でもって安全に送迎していただいているということを考え合わせれば、全て無料というのはいかがかなというふうに考えております。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 歩いてる子を比較対象として出されたわけなんですけど、まず遠距離ということ自体が、本当に学校に通うことが大変困難であるからこそ補助をしているということですよ。

義務教育だからこそ無料にしていく、安易にそのことだけを言うのではなく、やはり教育というものは、子供たちの未来、ましてや社会を支える人材になっていくわけですから、受益者負担と考えたときに、誰が受益者負担になっていくのかということが問題になってくると思うんですよ。社会全体が受益者負担ではないかと考えるわけです。

子供たちがしっかりと勉強し、人材として育ち、社会に貢献していく、そして未来の発展のために子供たちが日本を背負っていく、社会を背負っていく。このことを考えれば、個人負担ではなく、社会全体の負担として、受益者負担は社会であると私は考えます。だからこそ、無料にすることは何も問題はないと。

同僚議員も質問され、いわゆる保護者負担の徴収額でいくと30万円少しですかね、年額でいくと36万円ぐらいでしたか、34万ですか、失礼しました。

例えば、イベントで使うお金、誰が受益者負担なのか、子供たちに使うことのほうが、より有意義ではないでしょうか。

市長、市長も教育長と同じように受益者負担ということを前にも言うておりましたが、この受益者負担ということは一体誰なのか。私は、社会全体だと考えております。社会全体だからこそ無料にすべきだと考えますが、市長の決断、判断を仰ぎたいと思います。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 教育長の答弁に尽きます。社会全体が受益者であるというような余りにも唐突な論理には、ちょっと私は理解をしかねるところがございます。

ただ、子供たちが将来、地域や日本を支えるという点については十分理解できますが、こういうバスの負担がそれと同じ論理で語れるかどうか、そこは少し疑問を挟みたいと思っております。

いずれにしても、教育長答弁で尽きるというふうに思ってます。

○議長（山本洋信君） 山田議員。

○7番（山田 実君） 最後に、この受益者負担について、持論でございますが、学校に行って勉強をするのは、自分のためだけではなく、学習して人材としての成長をすること、社会の発展にとって不可欠であり、その成長の恩恵をこうむるのは社会そのものであり、教育の受益者は社会全体そのものであると考えます。

だからこそ、教育を税金で無償化するという事は、福祉ではなく、社会を発展させていくための必要な経費であると考えますので、このスクールバスの無料、ぜひとも検討していただきたいとお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山本洋信君） これにて山田議員の一般質問を終了いたします。

---

○議長（山本洋信君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 55分）

---

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

○議長（山本洋信君） 一般質問を続行いたします。

12番 中田征治議員。

（12番 中田征治君 登壇）

○12番（中田征治君） 半年ぶりに帰ってきましたということで、2点だけ一般質問させて

いただきたいと思います。

市長の前と、それから議員の皆さんには、私、そろえました資料を配付させていただいております。直接それを読み上げることございませんけれども、この数字がないと、こんにやく問答になったら悪いんで、資料として数字を出させていただいております。参考にしてください。

ということで、一番最初の、予算の執行はこれで良いのか、市長の見解を問うということですが、役所の予算とは、年度ごとに必要で、かつ財政的に許される範囲の金額を計上し、基本的にはその該当年度で執行、精算するものはずです。

しかるに、近年の熊野市の予算とその執行状況は、その原則を大きく外しているように見受けられます。

例えば、市道西川町獅子岩線電線共同溝整備工事などは、12号台風関連水害のときはやむを得ないにしても、市民にも議会にも詳しい説明もないまま、事業費を繰越明許などという名目で次年度へ先送りしております。それが、単年度予算で次年度への繰り越しならまだしも、複数年度、建設課に言わせると、ちゃんとこなしたと言うんですけども、私ら素人目に見たら、こなせてないような進捗状況で、予算が次に繰り越されていくと。工事着工が平成23年度なのに、平成25年度末、本当は全部完成してなければいけない25年度末にできているのは、素人目では最初の部分だけ。何か聞いてみると、共同溝工事と上の道は別なんだという説明は受けたんですけども、僕らから見たら、道もできてないというか、工事ができてないのしか見えないんです。それは、僕ら、説明受けてないからそうとられるし、地元民もとってるんじゃないかと思うんですけども、できたのは亀齡橋から向こう側の岸を1区画だけしか、どう見てもできてないんです。その辺は説明いただきたい。

そして、去年の予算は、そっくりことしへ繰越明許、法的に認められるにしても送ってきたと。去年の予算とる段階で、できないのわかってたんじゃないかと思うんです。わかっている予算をとって、次に送る、そういうのは、違法じゃなくても、それが通るんなら、予算を当年度に審査しろということ自身が何かむなしいです。それでいいのかなと、こういう財政の送り方で。基本的に、それでいいのかなと。

そして、そういうのは、どういうふうに県・国に説明して、繰越明許にしているのかなと、それも説明いただきたいと思います。会計処理は、国や県は認めているのでしょうかということですね。

2番には、国や県にはどのように説明しているのでしょうかと。

そして、何でもこういうふうにする後へおしてくる。1年を、これでことしやるんだと言いますが、道路工事が果たして、そしたら別枠の、1年おくれでもできるのかどうか、何かよくわからんのです。それを説明していただきたい。僕にというよりは、市民にわかるように説明していただきたい。

それと、そんなにおくれても構わん工事やったら、何でも大金かけてやるのかなと、それも説明していただきたい。

これは、技術的なものではなくて、見解の相違かもしれませんが、市長の口から説明していただきたい。市政の根幹にかかわる面でもありますんで、財政なんで、ぜひ市長の口からわかるように説明いただければありがたいんですけども、1項目めの質問です。

○議長（山本洋信君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議員ご質問の1番目の項目、予算の執行はこれで良いのかについてお答えいたします。

制度上の具体的な点につきましてご説明を申し上げます。

市の予算は、毎年4月1日から翌年3月31日の会計年度における収入及び支出が計上されたものとなっております。しかしながら、さまざまな事情により、年度内に事業等が終了せず、歳出予算の支出ができないものについては、これを補う制度として繰越明許費や事故繰越がございます。

繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、年度内に支出できない見込みのものを、議会の議決をいただいて翌年度に繰り越して使用することができるものであります。

また、事故繰越は、歳出予算の経費の金額のうち、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものについて、これを翌年度に繰り越して使用することができるものであります。

これら繰越明許費と事故繰越は、地方自治法に規定されたものであり、当市の予算とその執行につきましても、当然のことではございますが、この地方自治法のもとで行っており、議員ご指摘のような原則を外したものではありません。

また、年度内に支出できない見込みの繰越明許費につきましては、補正予算案として

議会でご審議いただき、議決をいただいたものでございます。その際に、必要な説明を行ったものと考えております。

議員が指摘されました、ある年の予算を何年も先送りしているということにつきましては、そういったことはございません。議会で報告させていただいている避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかった事故繰越も、議員ご指摘のように、何年も先送りできるものではなく、法令により制限されており、法令に従っております。

また、平成23年度に着工した工事が平成25年度末に完成したということもございません。議員がおっしゃる予算の先もらいで保留し続けるという会計処理についても、このようなことは行っておりませんし、法令に従って会計処理を行っております。

国や県が、完了しない事業に対して補助金を交付するということも、原則としてございません。

議員ご指摘の、そんなにやりにくく急がない工事であれば、事業自体をやめてもいいのではないかとということにつきましては、市の予算には、市民の皆さんからの多種多様なご要望をできる限り反映していくことが必要と考えており、このことを念頭に作成した予算案を、議会において慎重審議の結果、大多数の議員の皆さんの賛同を得て、議決いただいたものでございます。基本的には、議決いただいたとおり執行すべきものと考えています。

また、市道西川町獅子岩線の電線共同溝整備事業につきましては、亀齢橋から記念通り入り口までの約360mの範囲を、電気や通信等の複数の事業者のケーブルをまとめて地中に收容し、地上から電柱、電線を撤去しようとするもので、平成22年度から着手をしているところです。当事業につきましても、年度内に事業費の支出が終わらない見込みのものは、議会の議決をいただいて、翌年度に繰り越しして使用させていただいております。

繰り越しの理由としましては、平成22年度は事業実施に当たっての電気や通信事業者等の関係機関との調整に日数を要したことによります。

平成23年度は、ご承知のように、紀伊半島大水害の影響や、支障となる電柱の移転先について、関係機関等との協議に日数を要したことによります。

平成24年度は、電気や通信事業者等との関係機関との費用負担についての協議に日数を要したことによります。

平成25年度は、工事施工箇所において発見された用途が不明な管の対処と処分及び照

明設備について、沿線住民との調整等に日数を要したことによります。

これらのことにつきましては、全て国・県に申請を行い、承認を得て事業を進めているところです。

なお、この事業につきましては、平成23年6月議会、12月議会でもご質問をいただき、回答させていただいたことの繰り返しになりますが、熊野市の玄関口である市駅前を中心に位置する市道西川町獅子岩線で安全快適で人に優しい通行空間の確保と、景観の整備を図ることを目的としています。加えて、電線地中化には、災害時の被害軽減の効果があると言われており、暴風雨等による電線の切断、垂れ下がりや電柱の倒壊がなくなり、災害時の緊急車両の通行や復旧の作業性、ライフラインの安全性が向上します。

予算につきましても、先に申し上げましたが、議決をいただき執行させていただいているところです。

○議長（山本洋信君） 市長公室長、ちょっと待ってください。

中田議員、ただいま中田議員の質問に対して執行部からの答弁を今行っております。

○12番（中田征治君） でも、不必要な答弁が今続いております。趣旨と違います。前の答弁と同じことを繰り返しております。だから、やめていただきたい。

○議長（山本洋信君） 1項目めから4項目めに対するの答弁を今行っております。

○12番（中田征治君） でも、その答弁は、私、必要ないと。

○議長（山本洋信君） 答弁を続けてください。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） なお、当事業につきましては、これまでに地域の皆さんを対象に説明会を行いながら進めておりまして、中心市街地の活性化等に必要な事業でございます。工事期間中は、沿線の皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 今、皆さんのお手元にお配りした資料の2枚つづりの縦に印刷したやつですけれども、これを見ていただいてもわかるように、確かに繰越明許はしてるんですけれども、毎年毎年繰り越していつてる。確かに、繰越明許すれば構わないのかもわからないですけれども、余り自然じゃないですよ。継続事業で、去年の分はことし、ことしの分は来年、来年の分は再来年というふうにはしかとれないんですよ、これは。

この数字、そのとき、そのとき出てくるのであれば、単純に繰越明許なんですけれども、こういうふうに一覧表にすると、非常に先送りにしか見えない。法的に問題あるとかいう以前に、こんなことまかり通るんだったら、ことし予算とつといてくれよ、来年使うわ式のことなんですよ、それは。議会に対してですよ、市民に対しても、国・県に対しても。そうとしかとれない。

いや、一つぐらい繰り越すのはいいんです、1年ぐらい。ずっときてるんです。先送りで1年しか送ってないから構わない、それは言い逃れにしか聞こえないんですよ。

これ、市長が答弁する気ないんなら、これ打ち切りますけどね、市長が答弁したくないと、これでいいのかと市長に聞いてんです。公室長は、事務的に説明ができます。それ以上のことは市長だと思います。市長、答弁する気ないんなら打ち切りますけれども、いかがですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 我々としては、打ち切っていただいても結構です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 変わりませんね、はっきり言って。

私も、一応市民に選ばれてきたあれなんです。そして、僕、一般質問の範囲を逸脱してるとは思いません、この質問が。それでこの答えだと、非常に困るんですね。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） あの、打ち切ってもいいかどうかと聞かれたから、打ち切ってもいいというふうに答えただけで、それをもって困る、ああだこうだと言われても、少しやりとりが非常にしづらくなるんで、打ち切ってもいいかどうかというその質問を撤去してもらわん限り、これ以上答えることはできないんじゃないでしょうか。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 答える気がないのなら打ち切りますと言ったんですよ、その前提に。でも、僕、その前に市長に……

○議長（山本洋信君） 中田議員、中田議員、質問の内容を市長に言ってください。その場で質問してください。

○12番（中田征治君） これ全部市長に、こういう会計処理、こういう形での先送り、先送りじゃないと言うけれども、先送りにしか見えないようなこの予算の執行の仕方が本当に正常だと思われてるのかということです。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 議員の視点から見れば、正常じゃないように見えることがあるのかもしれない。しかし、先ほど来、市長公室長が壇上から説明したとおり、過去にも説明してきてるところでございますけれども、正常な、適正な手続を経て、しかも議会の皆さんの承認を得て、執行しているところでございます。

それぞれの事情について理解をいただいているからこそ、こういう形になってるんであって、必ずしもおくれることが好ましいというふうには思いませんが、少なくともこの件で不適切なことがあるとは思っておりません。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 繰り延べのあれも、災害の年は僕もいいと思うんですけれども、NTTだとか関配だとか、それから地元の人との調整がうまくいかないとか、こんな大事業で、あらかじめわかって、都市計画でやるようなことが、工事にかかってからというのも役所としてちょっとお粗末じゃないかと思うんですけれども、駅前でもそうですね、工事がしょっちゅうとまりました。おくれ込みました。

近年、そういうのが目立つから、それでいいのかよと言ってるわけなんですけれども、改善はしないんですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） この事業を行うに当たって、NTTほか電線を利用する事業者の方々の調整が必要なことは十分認識をしております。この事業者の方々との調整の案件については、現在の西垣戸課長は多分承知をされていないので私が答えますけれども、これについては、県が、県下の市町村の意向を無視して、NTTほか電線を利用する事業者の方々と、道路以外の敷地部分の負担のあり方について、県が、当該市町村がその分を全部持つということ、いわば勝手に決めておりました。その部分についての負担のあり方を再度検討しなきゃいけないという事態が、県下で初めて熊野市で行われたことでございます。

したがって、非常に時間がかかったというのは、そういう経緯があるからでございます。

ですから、具体的にその当時、繰越明許の説明をどの程度したかわかりませんが、少なくとも私が知り得る範囲での繰越明許に関する理由については、そういう事情があったということでございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 非常にわかりにくいんですけども、基本的にやっぱりそういう事業をやる時は、住民の迷惑にもかかる行為でもありますし、だからあらかじめ予測できる程度のことはこなしておいてからやっていただきたいなど。

後になって、こうやって2年も3年も、2年も3年も繰り越したんじゃないと言いますけれども、毎年繰り越していく。前の年のは使ったことにはなるんでしょうけれども、玉突きですよ、はっきり言ってね。普通だったら、繰り越したのも、その年度もらったのも、一緒にこなすのが普通ですよ。こなさないから玉突きになっちゃうとしか見えないんです。

だから、これから先、こういう事業、法的に問題はないと思いますけれども、こういうようなことされたら、本当にことし使うんかいと一個一個の予算聞かなきゃいけなくなります。事業見込みや調整はできてるんかと、全項目聞くことになると思います。聞かなきゃしょうがないです。ことし使うかもわからん、使えんかもわからん予算を、議会、そうですかと言えなくなります。この予算書、全項目、各駅停車で質疑させてもらいます、権利ありますから。1億構わないんで、それでやったら、恐らく僕、質疑するだけで1日で済まないと思います。信用できなくなっちゃうから。そういう根本的なもの含んでるんですよ。

だから、こういうような予算処理は極力やめていただきたい、そう要望してるんです。これで終わります、ここの項目。

2番目も資料を配らしていただいております。ほかの資料がそうなんですけれども、無駄と思われる予算を市民が願っている、ささやかな助成とかに回せないのでしょうかということで、予算書の抜粋とか、乗合タクシーの資料を皆さんに配らしていただいております。

市民から、昨年度や今年度の記念事業に対する不満の声が湧き上がっております。これも見解の相違かと思いますが、そうした声は、フィルターがかかってしまって市長の耳には届きにくいと思います。

イベント会場でも、祝辞などは盛大にとかすばらしいとかの賞賛の言葉が並びます。主催者としては快いでしょう。

しかし、一般市民、主催者側ではない人々から見ると、異なった形に見えているのです。私には、そっちの市民の方が多くのように思われます。

10円で救える命がありますというCMもありますが、1回の花火をやめれば、助かる市民もいるはずです。余りメリットのなさそうな古道シャトルバス補助金なども同じかと思えます。赤字垂れ流しとも思われる外郭団体の事業も、見直せば巨費が浮いてくるでしょう。スクールバス料金、デマンドタクシー（乗合タクシー）の料金、スポーツ少年団などへの助成、こんな小さなことが市民から聞こえてくるんですね。どうしてあんなことしやるのに、わしらの方に金くれんのやろのうという声が聞こえてきます。

私が言っているだけじゃない。だって、予算額も、先ほどのあれから見ても、本当にわずかなんです。花火やめなくてもいいんです。めはり食わなきゃ出てくる金なんです、はっきり言って。その程度の金が市民には使ってくれない。

市長の挨拶で、いつも民生費がどうのこうのと言いますけれども、市民の目から見ると、残念ながらそう見えないんですよ。しんどいの、わかりますよ。そして、記念事業やって観光客呼ばないとしんどいの、わかります。「でも」がつくんですね。例えば、その予算書の中にもありますけれども、今年度なんかは10周年記念でやる花火が、毎月の100万ほどの花火かと思ったら、7月には大金かけて花火をやるつもりだそうですね。それ、500万も600万も700万もあるんだったら、スクールバスただにして、タクシーもただにして、つり来ますよ、はっきり言って。それ、誰が喜ぶんです、市長、はっきり言って。それで、誰に見せるんです。

今までの花火でもそうなんです。僕、毎回、浜へ出てます、うちの前でやってくれるんで。最初、2,000人とか何とかいう声がありましたけれども、とても2,000人なんかいない。それからあと、うちの横の3丁目の前でやったときでも、3丁目から関船町のあたりにおった人間が約200名です。これ、僕、目で見てますから、毎回全部見てるんです。だから、途中から数字発表しなくなりましたけれども、1,000だ2,000だというのは、とんでもない話で、ポンと言ってから出てからでは、木本の人でも見えない花火をやってる、それに対して市民はやっぱり怒ってます。もう、ええかげんにしてくれと言ってます。

そして、説明のときは集客のためにと言いますよね。あのイルミネーションでもそうですけれども、たしかあれをつけたら集客来ると言いましたよね、全協でね。でも、初日に行ったら誰もいなかったんです。市民もいなかったんです。それが現状なんです。

だから、やるのはいいです、企画。前も言ったように、反省というかね、検証して、だめだったら転進する、方向を変えるのが普通なのに、ことしもやる。それしきの多過

ざる、いっぱい今回乗せてますけれども、これの一つやめるだけで本当いろんなことできるんです。

ただ、全市民に金を配るにすると、1万8,000人もいますんで、なかなか数億の金になっちゃいますけれども、年寄りが言うてる、もうちょっと何とかしてくれんかなと、先ほどあった介護のことなんかでも、ちょっとやめれば出てくる金なんです。

だから、そういう方向で、ことしも、去年1億が、ことし1億3,000万ですか、そういうのを予算とったからというて全部使わなきゃならないことないと思うんです。補正予算というのもあるし、そういうのの見直しは、する気はございませんか。これ、もう市長じゃないとその方向決められないと思うんです。各課長が、ほんならうちの課やめますと言えんと思います。市長、いかがですか。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 庵前佳生君 登壇）

○市長公室長（庵前佳生君） 議員ご質問の2項目めにつきましてお答えいたします。

昨年度、実施いたしました「高速開通！熊野！1億円キャンペーン！」につきまして、高速道路の開通という大きなチャンスを迎え、集客・交流の大幅な増大、市製品の販売拡大を図るため、リスクを恐れず、できる限りのことをやるほうがよいという考えで、たくさんの事業を実施いたしました。全部で43事業を、多くの事業者の皆さんや市民の皆さんのご協力をいただきながら、市役所の職員みんなで努力して事業を実施いたしました。

これらの事業では、紀和町の千枚田や瀨峡、熊野古道などの景勝地や豊かな自然を大いにPRすることにより、来訪者の増加や全国に情報発信するなど、大きな効果が出たと考えております。

その中でも、ご指摘がありました、市民の方を初め、参加された方などからいただきました評価や意見をもとに、効果の見込める事業は継続して実施をしております。

市政報告でも申し上げましたように、熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーンにつきましても、高速道路の開通により、市へのアクセスも飛躍的によくなり、観光客の増加がじわりじわりとあらわれており、この地域が元気になる大きなチャンスと捉えており、熊野市集客倍増・おもてなしアップ推進協議会を初め商工会議所、観光協会の皆さんからの要請を受けたものも含めた32のさまざまな取り組みを、事業者の皆さんや市民

の皆さんのご協力をいただきながら実施してまいります。

外郭団体の事業の見直しにつきましては、熊野市ふるさと振興公社は、地域産業の振興、働く場、雇用の創設を担う重要な組織として、熊野市観光公社につきましても、観光による集客・交流の推進に重要な組織として位置づけて支援を行っているところでございます。しかしながら、市の支援がなくても経営していけるような自立に向けた経営努力は必要と考えております。

市の施策の展開といたしましては、熊野市第1次総合計画に沿って、あらゆる分野にさまざまな施策を展開しております。しかしながら、社会経済情勢の変化や市の置かれるさまざまな諸問題が発生した場合は、その都度、変化の先取りをし、柔軟に対応しているところでございます。

各種の負担金についての考え方でございますが、あらゆる行政サービスや施策の実施において、負担がない、負担が少ないことは誰が考えてもよいことと思っておりますが、現在の成熟した社会のニーズに対応することは到底容易ではございません。市といたしましては、市民の皆さんにご理解をいただきながら、できる限り受益者負担の視点を大切にしたいと考えて施策を進めておるところでございます。

これまでも、市民が主役のまちづくりを基本とし、一貫して市民本位という考えに基づく市政運営に努めたところであります。また、さまざまな施策につきましても、市民の皆さんに知っていただけるように、PRを今年度から計画しておるところでございます。さらなるPRに努めてまいりたいと思っております。

今後も、議員の皆さん、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、市の課題に真摯に向き合い、市政発展に全力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 見直す気のない市当局に言うのもかったるいですが、一応上げさせていただきます。

この資料、横に組んでるやつが目13熊野古道世界遺産指定登録10周年記念事業費、一番上の熊野古道世界遺産指定登録10周年記念歓迎花火打上事業1,288万4,000円、これは8月17日の花火とは関係なく、去年400万ほど組んで毎月月末にやった花火の延長です。これが、何とことしは1,200万かけて花火を打ち上げるんだそうです。これ、もし市民投票したらどうでしょうね。惨敗しますよ、はっきり言って。1万8,000人の市民

のうちで、見られるのは数百人、いいとこ1,000人、市の職員と関係者除いてね。いつも言うんですけれども、イベントでも、出店した人、関係者、整理に出てる職員まで含めて数に入れようとするけれども、本当の観客はそれを全部引いたものです。それと、あとは報道機関も引かなきゃいけない。それに対して、1,288万4,000円、こっだけ使って、7月十何日とやらに、これのうち半分以上つぎ込んで花火するんですけれども、いかがでしょうかと市民に聞いたら、市の職員でもおかしいと思うんじゃないんですか、仕事離れれば。私は、おかしいと思います。

ただ、こういうのって新聞も書きません。予算審査のときも、ちゃんとは説明しません、膨大ですからね。こっちが聞かないと、ほとんど説明、しなくて当たり前だと思うけれども、しないで通っちゃうんですよ。これなんかも最たるもんですし、その次の600万か500万か、これは17日の花火に上乘せするんだからまだわかるんです。それに放り込むんならまだわかるんや。

でも、上のやつはわからない。それとあと、井フェアとか、いこらい市うまいもんフェアとか、井フェアなんかも、これ観光客が余り食ってないんです、正直言って。南郡・熊野の好きな連中が食って歩いています。ネットとか見りゃわかります。いっぱいうまかったと書いてます。南郡のとか熊野の一部の人間が食べて歩いている。だから、観光客を誘致することには余りつながってないと思うんです。というより、こんなことやってるの、東京の人とか大阪の人、名古屋の人、知りません。

それと、いつも言うように、ここのホームページ、まともに書き直しもできてない。発信、発信と予算組んで言う割に、はっきり言ってお粗末なホームページをアップしてます。市と観光協会、それから観光公社、ふるさと公社含めて、お粗末です。フェイスブックもお粗末です。まともに更新されてませんから。だから、そういう意味では、こういうことをやってもね、よその人、知らないんですよ。

花火でもそうでしょう、今からどうしようかと。来月ですよ。今ごろ発信しようって、発信して誰に届くんです。無駄遣いでしょう。喜ぶの、花火業者だけでしょう。職員だって、夜中まで引っ張り回されて、警備に引っ張り出されて、そら、いっぱい人来りゃ楽しいでしょう、職員も、やりがいあります。去年なんか、あの寒いさなかで波打ち際に立ってます。誰もいないんです。本当、気の毒です。僕は好きで写真撮りに行ってるからいいです。職員、かわいそうです。

その職員がかわいそうだ、金が無駄になっていることを見てる人は200人とかしかい

ないんです、あの花火なんか。200人ほどしか人がいなかったことを見てないから、誰も文句も言わないんです、目撃者がいないんだから。そういうような金の使い方がやめられないのかとずっと言ってるんですけども、やめる気がないらしいんで、課長答弁になってますんで、上げるだけ上げときます。

そして、カメラ女子ツアー、去年もやりました。あの子らの写真が奥川邸に張ってあるのを見ました。サービスサイズの写真を、紙張ってぺらぺらと張ってました。はっきり言って、基準以下な写真です。あれで発表したんだ、PRしたんだ。奥川邸であんなもの張って、PRになってますか。ことしも70万だ。カメラおじさんはだめなんですか。はっきり言って、カメラ女子という言葉に、時流に乗ってるんです。おもてなしも、これがしてからおもてなし館いう名前つけたり、時流に乗ったらやりたがるんです。ご当地戦隊だってそう。これだって、カメラ女子がもう大分前からはやっています、言葉がね。でも、これも不自然です。

それで、きらめきストリートはイルミネーションかと思うけれども、去年買ったのを一生懸命つけて、一生懸命外して、また資材購入費で上がってますよね。わざわざ外して、またつける。あれも、確かに亀齢橋、きれいです。でも、観光客、見てません。あれ、集客アップって言ったはずです。市長の口で聞いたと思います、全協で。でも、はっきり言って集客アップにはなってませんから、これ花火も一緒で。

この次のサインは、大分傷んできてるんで看板のことだと思う。これはいいにしても、もう一つよくわからんの、僕、英語力とろいんで、アンバサダーと大使と、違うんですか。市民の皆さん、ほとんどわからないと思います、アンバサダーと大使、観光大使、観光アンバサダー。2カ所に予算組んで、両方観光大使とするとややこしいから、片一方アンバサダーにしたのかなとは思いますが、こういうわけのわからん金の使い方をする。

答弁くれないんだから、読み上げていきますけれども、市民の皆さん、たくさん聞いてると思うんで、こういうような予算があるんですね。

それで、その次に60万2,800円、これは拠点間を、観光客を、確かに足がないから、その拠点間を結ぶために何か交通確保するんだと。2,000万も組むんですけども、なのに乗合タクシーは、売り出しのある土日には走ってないんです。ばあちゃん、じいちゃん、土日に買いに行きたいんです。そのときは観光客に乗せて、なおかつ、まだ走らせようかと。観光客ならあらえるけど、じいちゃん、ばあちゃんはどうでもええのか

いな。これも誰も知りません、はっきり言って。市民で知ってる人、ほとんどいないと思います。

僕、また皆さんに知ってもらうために何とか周知させますけれども、僕が言わなきゃとか、議員が言わなきゃわからないんですよ。ただ、薄々無駄遣いしてる、あんなイルミネーションついたりしてる、薄々無駄遣いしてる、しょうもないところで使ってるというのわかるから市民が文句言い出したんです。でも、これ、何か一つやめて、観光タクシー、もし去年の実績のとおりだとしたら、乗合タクシー、予想でことし260日走ったとしたら、売り上げが87万4,490円になります、今の負担金で、単純計算ですよ、ふえないとしたら。それなら、料金下げちゃって、客ふやして……

(「議長、答弁ささなあかんわ、こんなん」と呼ぶ者あり)

○12番(中田征治君) いや、こんだけのこと言って、これまとめて答弁してもらう。

(「質問、引っ張り過ぎなんや」と呼ぶ者あり)

○12番(中田征治君) 質問ですよ。だから、こういうことやめれないのかということです。

(「執行部に聞かな」と呼ぶ者あり)

○12番(中田征治君) まとめて聞きます。これなんかでも……

○議長(山本洋信君) 質問者の判断に任せます。どうぞ。

○12番(中田征治君) 87万4,490円のお金もらうことになってるんです、今年度、全部走ったとしてね、土日走らないで。そしたら、何か一つやめるだけで、これただにしても乗ってもらえる。考えによったら、100円に下げりゃ、もっと利用者がふえて、倍になりゃほとんど、3倍になりゃもとに戻ると。今、1日平均13人です、ことしのね、13人しか乗ってない。だから下げて、25人、30人乗ってもらえば、同じぐらいの売り上げにはなる。増車しなくてもいいはずですよ。

そういうふうにするんだったら、87万円、90万円だったら、先ほどの一覧表で皆さんどれか一つ、ちゃんと丸してペンはねれば出てくる金なんです。

そんなに観光客大事ですか。別に観光客大事なのはいいんです、来てくれるんなら。来るのに結びつかない事業を、集客、集客とやることがおかしいと言ってるんです。これで来るんならいい。だから、こういう事業内容を切りかえるなり、じゃなかったら、やめて、快く市民のために使うか、その気があるかないかを市長に聞いてるんですけども……

○議長（山本洋信君）　そこで聞いたらどうですか、中田議員。

○12番（中田征治君）　そこで聞きたいんです。市長、こういうのを例を挙げたんですけども、ほんの一部でもこういうほうに回す気はないですか。

○議長（山本洋信君）　市長。

○市長（河上敢二君）　一つ一つ言われたことに対して、反論するつもりはありませんし、ただし非常に大きな誤解がたくさんあるということだけは、市民の皆さんの目もあるんで、大きな声で申し上げたいと思います。

やっぱりこの事業については、必要性について、議会の承認を求めて、承認をいただいてやってる事業でございまして、集客は、今、市長公室長が壇上からも申し上げましたように、じわじわと伸びてる状況でございまして、こういう事業によってさらにその集客を伸ばして、経済的な効果を高め、若い人の働く場をつくってほしいと、これが市政にとって一番大きな課題ですので、そういう方向に結びつけていきたいというふうには思ってます。しっかりとこの事業をやらせていただきたいと思ってます。

○市長（河上敢二君）　中田議員。

○12番（中田征治君）　雇用確保も出てきましたね。確かに、雇用確保してます。議案質疑でもやらしてもらいますけれども、あの雇用確保してるの、ほとんど税金で確保してるんです。事業で確保してるんじゃないんです。丸抱えなんです、はっきり言って。丸抱えであって、違ったあれですけども、独立採算なんかまるでどうの昔どっか行っちゃって、丸抱えで人を雇ってる状況が外郭団体に近いです。

なら、あの人たちを、よその人たちに鶏食ってもらうために使うよりは、ばあちゃんの腰の一つもなでたほうがいいんじゃないかという議論も出てきてます。だから、その雇用確保の意味が、税金で人を雇って雇用確保で、要らんこととは言いませんけれども、努力してるのは認めます、現場の人は。現場の人は努力してるの認めてるけれども、市民と関係ないところで、これもよその人喜ばせるために我々の税金で人を雇ってるようなところがあるんですよ。

○議長（山本洋信君）　だから、そこで聞いたらどうですか。

○12番（中田征治君）　だから、そういうのをやめられませんかと聞いているんですよ、外郭を含めて。

○議長（山本洋信君）　市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君）　先ほども壇上よりお答えいたしましたけれども、外郭団体

につきましては、市の支援がなくても経営していけるように、自立に向けた経営努力は必要と考えております。

鬼ヶ城センターでも一緒なんですけれども、国の補助事業を有効に活用いたしまして施設を整備いたしました。市の資金を極力少ない形にして整備しております。こういったことは、そこで先ほど来、市長も申し上げましたけれども、集客による地域の活性化、雇用の場の確保という大きな目標に必要なものと考えております。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 前も言いましたけれども、市長公室長の言葉は、上官の命令は私の命令じゃないですけれども、市長公室長の言葉、全て市長の考えだと解釈していいわけですね。僕、市長にしか聞いてないのに、公室長が全部答えてます。この市の根幹にかかわることを。市政の根幹にかかわることです。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 市長公室長の答弁のとおりでございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） はい、わかりました。議場だけですか、ふだんの言動もそうですか。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 余りにレベルを考えなきゃいけない質問なんで、ちょっと答えようがありません。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） いや、市長が何にも答えないから、こういうことなっちゃうんです。そんなに難しいこと聞いてませんよ。だから、それはできないならできないと言やいいけど、私はどうしてもこれをやりたいというんならね、そう言やいいんですよ。見解の相違ですから。私と考え方、随分違いますから。

ただ、私も市民の声を代表して言ってます。僕が勝手に、僕一人で言ってるんじゃないです。だから、少しは考え直してもらえませんかと頼んでるんですが、いかがですか。

○議長（山本洋信君） 中田議員、この鉛筆をたたくのは控えてください。

市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 先ほどおっしゃっていただきました、事例を挙げていただきました各種事業につきましては、私どもといたしましては、活性化のために、集客の

ために必要と考えております。

その中で、お話がありました乗合タクシーと、先ほど熊野古道客に対する第2次交通（対策）事業というところで、乗合タクシーについて少しお話が出ましたので、その点につきまして考え方を申し上げたいと思います。

先ほどおっしゃっていただきましたように、現在、乗合タクシー車両は、周遊バスと車両を共用しておる関係で、土日・祝日を運行しようとする、車両や運転手の確保の問題が発生するということでございます。これらにつきましては、今後の利用者数とのいうか、要望に応じて必要な対応を検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 周遊バスは、1日7人なんです。そして、じいちゃん、ばあちゃんは1日13人なんです、平日でね。それは言っときます。

そして、本当に買い物、僕なんかも買い物に行く主婦なんであれなんですけれども、土日、買いに行きたいんですよ、皆さん、やっぱり。だから、これは本当に今考えると言ったけれども、本当に考えてください。じいちゃん、ばあちゃん、もうちょっと大事にしてください。これは、市長公室長で答弁できるし、考えれることだと思いますんで、よろしくをお願いします。

あと、イコライジャーなんかでも賛否両論あるんです。でも、僕も随分イベントも行かしてもらいます。時間的に短いのもありますけれども、遭遇しないんです、この戦隊に、なかなか。会えないんです。それで、歌うたって、決めポーズしたら終わっちゃったりね、はっきり言って。歌、本人歌ってなかったですけれども、大音量でテーマソングを歌って、決めポーズで終わっちゃったんですね。それにしては高いなど。

それと、あれは何をどこへ、どういうふうにPRされてるのかな。にいひめまではわかるんですけれども、イコライジャー、またふえるんだそうですけれども、イコライジャーは、あれ、何をどういうふうに、どこへ行かせて、誰が何をPRするんですか。

○議長（山本洋信君） 執行部。市長公室長。

○市長公室長（庵前佳生君） 昨年の紀和ふるさとまつりでデビューをさせていただきました、大変好評を得ております。ご承知のことと存じます。

これらにつきましては、今、2人でやっておりますが、大変子供たちにも人気があり

まして、市内の各種イベントに出演をしていただいているような状況です。

また、今年度につきましては、あと3人のレンジャーの入隊を予定しておりまして、これらについては、機会があれば市外等で物産店、観光店等での熊野のPRとか、さまざまな場面で活躍をしていただきたいというふうに考えてます。

○議長（山本洋信君） 市長。

○市長（河上敢二君） 少し今の質問に補足させていただきますが、もともと紀和町のふるさとまつりにおいては、外部委託で、たしか150万から200万ぐらいかけて、毎年、子供向けのイベントをやっておりました。外部に毎年それほどの大きなお金をかけるのは、これはもったいないと、職員みずからがそういうイベントを行えば、一時期に大きなお金がかかっても、トータルでは非常に安くなるというようなことも含めて、ああいう戦隊をつくったわけでございます。

名前とかデザインで熊野の特産品を入れてますんで、今、市長公室長が言われたように、経費の節約以外にも、子供たちのため、そして集客にも一部活用できるということでございますんで、そういう視点からこの事業をやっているということです。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 好評なんだったら結構かと思います。

先ほども壇上で言いましたように、何でも好評なんです。駅前のフェスティバルも好評ですし、毎月やってる花火も大好評ですし、フェイスブックなんかでも褒めてる人いますもんね、あの花火ね。でも、その人、見に来てないんですよ。熊野はすごいねと、毎月花火やるんですね、すごいですねと褒めてました。それも褒め言葉ですけども、でも、褒めてくれる人あることはいいんですけども、やっぱり僕らから見ると、あれです。

それと、発表する主催者発表の数字が、ちょっと疑問があるような数字が時々出てきますんで、これも発表していいのか悪いのかなと思いますよ。片方でばかにされますから。現場に行った人、ばかにするんです、そんなにおらんで。さっきも言いましたように、主催者とお店の人と警備員と、場合によっては出演者も来場者じゃないです。主催者側です。それを差し引いたら、あと何人残るんやと、来場者として何人残るんやというたら、そんな3,000人も4,000人もおるわけがないということになるんです。

主催者は、納得してるみたいなんで、少し大本营的なことになってくるんですけども、だからそういうふうなものも本当に検証するとき、だって予算使ってるんで、ある程

度の検証するんだと思いますけれども、検証するとき、もう少し振り返って、本当に何人おったんやら、場合によっては一回ざっと数えてみるかとか、やっていただきたいと思います。それが無いから、前も言いましたけれども、それが一切無いに近いことでやってるから、こういうイベントが延々と続くんだと思います。だから、それを要望します。

本当に一度振り返って、効果があったのか、なかったのか、来年は名目がないですから、何か見つけてくれば別として、何とか記念もないと思います。そのときに、本当に役に立ってるんなら来年も出てくるはずで、何周年がなくても。だから、なし崩しに出てくるんじゃないで、本当に洗い直して、市民のささやかな望みとバランスをとれるようにして考え直してください。そうとしか言えません、もう見直す気がないと言うんですから。

それともう一つ、最後に言います。熊野市の金使わないからいいじゃないかは通らないです。日本の金です。85%国から来ても、日本の金です。使やいいってもんじゃないです。それだけ言っときます。終わります。

○議長（山本洋信君） これにて中田議員の一般質問を終了いたします。

---

散 会

○議長（山本洋信君） 本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 1時 55分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

平成26年 6 月熊野市議会定例会会議録

(第 3 日)

平成26年 6 月12日 (木曜日)

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

平成26年6月12日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成26年6月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年6月12日（木）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市長	河上 敢二 君	教育委員会委員長	大久保 勲 君
選挙管理委員会 委員長	西地 崇浩 君	農業委員会会長	仲森 廣光 君
監査委員	中田 裕三 君	副市長	山川 勝 君
会計管理者兼 会計課長	下地 砂登子さん	消防長	片岡 信次 君
福祉事務所長	室谷 隆也 君	市長公室長	庵前 佳生 君
総務課長	山本 哲也 君	防災対策推進課長	山本 方秀 君
市民保険課長	仲森 弘安 君	税務課長	下和田 貞明君
健康・長寿課長	清嶺地 利夫君	環境対策課長	栗須 廣也 君
農業振興課長	尾中 弘明 君	林業振興課長	大江 勝郎 君
水産・商工振興課長	大西 浩文 君	観光スポーツ交流課長	松岡 功 君
建設課長	西垣戸 勝 君	地域振興課長兼 地域総合課長	西岡 久典 君
水道課長	大平 勝美 君	教育長	杉松 道之 君
選挙管理委員会 書記	山本 哲也 君	農業委員会事務局長	山口 耕作 君
監査委員事務局長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事務局長	東 佳広 君	次長兼庶務係長	坪井 孝之 君
議事係長	植中 徳樹 君	庶務係	和田 春菜 さん

議事日程

[質疑、委員会付託]

- 日程第1 議案第1号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第2 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について

[質疑]

日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

日程第6 報告第3号 平成25年度熊野市土地開発公社の決算について

日程第7 報告第4号 平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算に  
ついて

日程第8 報告第5号 平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について

**議事日程（第3号）追加**

[委員会付託]

日程第9 請願の委員会付託について

---

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 議案の上程（議案第1号～議案第3号）

#### 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第1 議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題として質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 議案集1ページでございます。

第18条の液体燃料とは何を指すのか、教えてください。

また、同条（9）の2に追加された文中の中で「多数の者の集合する催し」とありますが、本市における対象となる催し物があるのか、お教え願います。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

○消防長（片岡信次君） おはようございます。

岩本議員質疑の議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」についてお答えいたします。

18条の液体燃料とは、ガソリン、軽油、重油及びアルコール類です。対象火器器具としては移動式コンロ、移動式ストーブなどがあります。

同条9号2に追加された「多数の者の集合する催し」としては、祭礼、縁日、花火大会、展示会、夏祭りなどです。大規模な催し物として指定するものは、熊野市では熊野大花火大会を考えています。

これは、平成25年8月、京都府福知山市で発生した福知山花火大会での火災の教訓を踏まえ、熊野市火災予防条例における指定催しについて、国から示された通知のとおりと考えております。「多数の者の集合する催し」で対象火器器具を使用する場合は、火災と紛らわしい煙を発するおそれのある行為等の届け出と消火器の準備が必要です。また、集合する者の範囲が個人的なつながりの場合、近親者によるバーベキュー、幼稚園などで父母が主催する餅つき大会のような相互に面識のあるような者が参加する催しなどは対象外となります。

以上です。

○議長（山本洋信君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 再質問をお願いします。

消火器準備ということをつけ加えておりますが、この指導についてはどこがどのような形で届け出と指導をしていくのか、その辺お願いいたします。

○議長（山本洋信君） 消防長。

○消防長（片岡信次君） 届け出等につきましては、消防本部からイベント等の主催者を通して消火器の設置と届け出について指導していく予定であります。

以上です。

○議長（山本洋信君） これにて議案第1号の質疑を終結します。

## 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第2 議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

9番 岩本育久議員。

○9番（岩本育久君） 議案集の5ページから6ページをお願いします。

整備事業の目的についてお伺いいたします。

また、契約方法はプロポーザル方式でございますが、これまでに本市において契約の

相手方との消防救急無線・通信システム整備などの実績もあるのか、お伺いいたします。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

消防長。

○消防長（片岡信次君） 岩本議員の質疑の議案第2号「工事請負契約の締結について」につきましてお答えいたします。

熊野市消防本部の現在の消防救急無線についてはアナログ対応であります。全国的に平成28年5月31日までにデジタル化になることから、デジタル化に対応した消防救急無線の整備がこの期日までに必要でございます。また、消防救急デジタル無線と通信指令システムは相互に連動が必要である一方、通信指令システムが更新期となったことから、平成26年度において同一事業で整備をする計画でございます。既存の通信指令システムは消防庁舎1階の通信指令室にその中枢を設置しているところですが、今回の更新整備については、津波、浸水対策のため、消防庁舎2階への移設を予定しています。

契約方法についてはプロポーザル方式を採用いたしました。このプロポーザル方式とは、業者が独自に設計を行ったシステムを提案させて、その技術提案の内容、設計思想、価格及びランニングコスト等を総合的に公平な目で審査し、最優秀提案業者を選定し、その業者と随意契約を行うものでございます。指名競争入札では初期導入費用の価格競争だけで業者が選定されますが、プロポーザル方式を採用することで、初期導入費用だけでなく、システムやメンテナンスの内容等を総合的に判断することが可能でございます。

プロポーザル方式にて総合的な審査を行った結果、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部を最優秀提案業者として選定いたしました。株式会社富士通ゼネラルは、消防救急デジタル無線及び通信指令システムにおいて全国的なシェアと導入実績を有している業者でございます。また、現在熊野市消防本部で使用している通信指令システムについても株式会社富士通ゼネラルが導入したものでございます。したがって、当社は熊野市消防の実情を熟知しており、熊野市消防本部の実情に即したシステムの構築が可能な業者と思われま。また、旧システムから新システムへ更新する際のデータ移行等も、他社と比較してスムーズに行われるものと思われま。

以上です。

○議長（山本洋信君） これにて議案第2号の質疑を終結します。

## 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第3 議案第3号「平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

## 常任委員会へ付託

○議長（山本洋信君） ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号は総務厚生常任委員会に、議案第3号は各所管の常任委員会に、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

---

## 議案の上程（報告第1号～報告第5号）

## 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第4 報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

## 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第5 報告第2号「事故繰越し繰越計算書について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

## 質 疑

- 議長（山本洋信君） 日程第6 報告第3号「平成25年度熊野市土地開発公社の決算について」を議題とし、質疑を行います。ただいまのところ質疑の通告はありません。
- 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件は報告事項のため、これをもって終わります。

## 質 疑

- 議長（山本洋信君） 日程第7 報告第4号「平成25年度一般財団法人熊野市ふるさと振興公社の決算について」を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田征治議員。

- 12番（中田征治君） 通告のとおり質疑させていただきます。

まず、決算書を見せていただいたところ、部門別の加工の部門だけを見ましても委託料334万3,000円、それから補助金が687万円、合計ほぼ1,000万ほどの真水が投入されており、それでも最終的に440万の赤字が残ってきたという形になっていますけれども、ということはこれを合計した金額、真水と赤字を足したものが本当の赤字という意味ではないのかなと思うんです。その辺ちょっと説明いただきたいのと、これ、この先もこの式でいって黒字化できる見込みのある事業なのかどうかもお願いしたいのと、もう一つこれの決算書は市民にも普通に公開していただけるのか、この3点を聞きたいと思います。

- 議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

地域振興課長兼地域総合課長。

- 地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） まず、1点目の加工所部門において今後どうするつもりかについてございますが、公社の加工販売部門におきましては前年度比で8.6%の売り上げの増加となっております。また、経費の削減にも努め、着実に赤字額を減らしてきているところでございます。今後は、熊野地鶏や新姫など主要な特産品を初め、全ての商品の損益分岐を明確にし、それをもとに事業計画を立て、さらなる売

り上げの向上を目指してまいりたいと思っております。

2点目の事業計画において黒字化する見込みがあるかについてございますが、公社の事業展開などを示す基本となる計画は第1次熊野市総合計画後期基本計画であり、公社の取り組みとして、農業施策において、ホテル瀨流荘や鬼ヶ城センターなど観光サービス部門と、熊野地鶏や新姫などの特産物の生産・加工・販売部門の連携強化により、雇用の拡大を図りつつ、自立に向けた経営努力を図っていくこととしております。公社はこの計画を加速させるとともに、商品ごとに戦略を持った営業努力と徹底したコスト削減を図るなど、黒字化に向けて努力しているところでございます。

3点目の一般市民への公開につきましては、市の情報公開条例及びふるさと振興公社の定款及び情報公開規程に基づき、公開してまいります。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 3点目の公開に関してなんですけれども、公開条例で申請しないと見せてもらえないのか、それとも行けばこういう書類を簡単に見せてもらえるのか、どちらなのでしょう。

○議長（山本洋信君） 地域振興課長兼地域総合課長。

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 規定に基づいての申請をしていただくこととなります。

○議長（山本洋信君） 以上をもちまして、通告による報告第4号に関する質疑は終了いたしました。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

## 質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第8 報告第5号「平成25年度有限会社熊野市観光公社の決算について」を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田征治議員。

○12番（中田征治君） 先ほどとほぼ同じなんですけれども、有限会社のほうなんですけれども、事実上補助金で成り立っているような会社ですが、今後の事業計画のほうで黒

字化できる、そういう補助金なしでやれる見込みがあるのかをお聞きします。

それから、一応前にも質問したときに別法人であるという答えをいただいているんですけども、一応別法人であれば、その法人からこの事業はやりたくないというふうにお荷物になる施設を返上することができるものなのかどうかもお聞きしたい。

それから、今と同じで、決算書を前回は公開してもらったんです。今回も公開してもらえるのか。それと、規定に基づくという規定の説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本洋信君） 執行部の答弁を求めます。

観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） まず、1点目の今後の事業計画のほうで黒字化の見込みはありますかにつきましては、有限会社熊野市観光公社の事業につきましては観光部門、特産品部門、おもてなし部門、自然の家部門の4部門から成っております。このうち観光部門は、観光スポーツ交流課で行っていたスポーツ交流に係る宿泊、弁当などの手配を公社の事業として行ってもらっています。また、その際、地元の事業者の方々の負担をなるべく小さくするよう、一般的な旅行代理店の手数料と比べ安価な手数料で行っております。公社の設立当初から、この手配の部分については市の肩がわりということで、市として一定の負担をすることにつき議会にも説明を行ってきているところでございます。

また、熊野古道おもてなし館につきましても、熊野古道である本町通りを訪れる観光客や古道客に対し、お茶会等さまざまなイベントを企画するなどにぎわいをつくり出しながら、市民の憩いの場、観光客との交流の場としてもてなしを行う休憩施設とすることが主な目的であります。ただ、観光客の満足度を高めるためのサービスの一環として、軽食のテイクアウトや土産物販売を行っているところであります。基本的には、熊野古道おもてなし館は収支を問う営業施設ではなく、支援は必要と考えております。

駅前特産品館については、もともと、駅前に土産などを買う施設がない、つくるべきとの市民の皆さんからのお声にお応えした施設であります。また、公的施設としての位置づけもあり、販売商品の手数料率も一般的な商取引よりも低い水準になっています。毎年のように売り上げを伸ばしているものの、まだ黒字化には至っておりません。特産品館については、少なくとも収支とんとんで運営すべき施設であり、さらなる売り上げ向上などに努め、黒字化を実現できるようこれからも頑張ってもらいます。

自然の家部門については、県からの指定管理として受託運営しており、基本的に収支

が合うことになっています。

2点目の市からの指定管理により管理を行っている施設を返上することは不可能なのですかにつきましては、現在、熊野市観光公社が指定管理により管理を行っている市の施設は、熊野市誘客周遊拠点施設熊野古道おもてなし館のみとなります。指定管理の期間につきましては平成26年3月1日から平成31年3月31日までとなっており、指定期間満了前に観光公社が指定の取り消しを行おうとする場合は市に対し申し出を行うことができるものとなっており、その後、市と協議を行い、その処置を決定することとなります。

3点目の有限会社熊野市観光公社の決算に関する書類につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告しているところでありますが、これらのもととなる事業報告書、決算報告書、決算報告書参考諸表につきましては、株主総会で市に提出されていますので、個人情報等に関する項目を除き、観光スポーツ交流課において閲覧いただける状態となっております。

以上でございます。

○議長（山本洋信君） 以上をもちまして、通告による報告第5号に関する質疑は終了いたしました。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

---

○議長（山本洋信君） 暫時休憩します。

（午前 9時 18分）

---

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 35分）

---

○議長（山本洋信君） ただいま「請願の委員会付託について」が追加されました。

お諮りいたします。

ただいま追加提出されました「請願の委員会付託について」を、この際、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願の委員会付託についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 議案の上程（請願平成26年第1号）

#### 常任委員会へ付託

○議長（山本洋信君） 日程第9 「請願の委員会付託について」。今期定例会において受理いたしました請願は1件であります。本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託しますので報告します。

---

#### 散 会

○議長（山本洋信君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

13日、16日及び17日は委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、13日、16日及び17日は休会とすることに決しました。

18日は午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・採決等を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前 9時 36分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

---

署名議員

---

署名議員

---

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成26年6月18日(水曜日)

平成26年6月熊野市議会定例会会議録

平成26年6月18日（水曜日）

第 4 日

招集年月日 平成26年6月2日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成26年6月18日（水）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	教育委員会委員長	大久保 勲 君
選挙管理委員会 委員長	西地 崇浩 君	農業委員会会長	仲森 廣光 君
監 査 委 員	中田 裕三 君	副 市 長	山川 勝 君
会計管理者兼 会計課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	片岡 信次 君
福祉事務所長	室谷 隆也 君	市長公室長	庵前 佳生 君
総 務 課 長	山本 哲也 君	防災対策推進課長	山本 方秀 君
市民保険課長	仲森 弘安 君	税 務 課 長	下和田 貞明君
健康・長寿課長	清嶺地 利夫君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農業振興課長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	大江 勝郎 君
水産・商工振興課長	大西 浩文 君	観光スポーツ交流課長	松岡 功 君
建 設 課 長	西垣戸 勝 君	地域振興課長兼 地域総合課長	西岡 久典 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	杉松 道之 君
選挙管理委員会 書記 長	山本 哲也 君	農業委員会事務局長	山口 耕作 君
監査委員事務局長	坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次長兼庶務係長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

提出議案

議員提出議案第1号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書案

## 議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第2 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 請願平成26年第1号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出を求める請願

## 議事日程(第4号)追加

[提案理由、質疑、討論、採決]

- 日程第5 議員提出議案第1号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書案

閉 議

諸般の報告

- 1 第90回全国市議会議長会定期総会 出席報告

閉 会

---

午前 9時 00分 開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 議案の上程（議案第1号～請願平成26年第1号）

○議長（山本洋信君） 日程第1 議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」から日程第4 請願平成26年第1号「『手話言語法（仮称）』制定を求める意見書の提出を求める請願」まで、以上4件を一括議題といたします。

#### 総務厚生常任委員長報告

○議長（山本洋信君） 本件については、各委員会へ審査付託となっておりますので、この際、各委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

樋口議員。

（総務厚生常任委員長 樋口雄史君 登壇）

○総務厚生常任委員長（樋口雄史君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る6月12日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査結果した結果、議案第1号 熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）第1条第1表歳入全般、

歳出のうち款2総務費、款3民生費、款4衛生費、第2条第2表地方債  
補正

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

また、請願平成26年第1号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出を求  
める請願につきましては、全会一致をもって採択することに決しました。

以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 総務厚生常任委員長報告に対する質疑

○議長（山本洋信君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

総務厚生常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

#### 産業教育常任委員長報告

○議長（山本洋信君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

岩本議員。

（産業教育常任委員長 岩本育久君 登壇）

○産業教育常任委員長（岩本育久君） 産業教育常任委員会に付託されました議案につい  
て、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る6月12日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第3号 平成26年度熊野市一般会計補正予算（第1号）第1条第1表歳出のうち  
款9教育費

につきましては、全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 産業教育常任委員長報告に対する質疑

○議長（山本洋信君） これより産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

産業教育常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

## 討 論

○議長(山本洋信君) 日程第1 議案第1号「熊野市火災予防条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 討 論

○議長(山本洋信君) 日程第2 議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 討 論

○議長(山本洋信君) 日程第3 議案第3号「平成26年度熊野市一般会計補正予算(第1号)」についてを議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 討 論

○議長(山本洋信君) 日程第4 請願平成26年第1号「『手話言語法(仮称)』制定を求める意見書の提出を求める請願」を議題とし、討論を行います。本件に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

## 採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願平成26年第1号は採択することに決しました。

---

○議長(山本洋信君) 暫時休憩します。

(午前 9時 08分)

---

○議長(山本洋信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 25分)

---

○議長(山本洋信君) ただいま議員提出議案1件が追加提出されました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議員提出議案をこの際、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### 議案の上程(議員提出議案第1号)

○議長(山本洋信君) 日程第5 議員提出議案第1号「『手話言語法(仮称)』制定を求める意見書案」を議題といたします。

#### 提案理由

○議長(山本洋信君) 提出者の説明を求めます。

下田議員。

(8番 下田克彦君 登壇)

○8番（下田克彦君） 議員提出議案第1号「『手話言語法（仮称）』制定を求める意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に国連で採択され、日本でも2014年1月に批准、2月に発効した障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

三重県熊野市議会

以上でございます。皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 質 疑

○議長（山本洋信君） これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本洋信君） これにて質疑を終結いたします。

#### 委員会への付託の省略について

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

#### 討 論

○議長（山本洋信君） 日程第5 議員提出議案第1号を議題とし、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本洋信君） これにて討論を終結いたします。

#### 採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉 議

○議長（山本洋信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

---

### 諸般の報告

○議長（山本洋信君） 次に、諸般の報告につきましては、去る5月28日、第90回全国市議会議長会定期総会が東京都において開催され、出席いたしました。その席上、樋口雄史議員、在職15年、中田悦生元議員、同じく15年と、私、同じく15年が表彰の榮譽に浴しました。

なお、中田元議員につきましては、後日お届けさせていただきます。

会議の議事事項等はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

ただいまから、表彰の榮譽に浴されました樋口議員に表彰の伝達をいたしたいと思っております。前のほうにお願いします。

（樋口雄史君 表彰のため議場中央へ進む）

○議長（山本洋信君） この際、お断り申し上げます。

表彰状伝達の間、暫時議長席を離れますので、ご了承願います。

（表 彰 の 伝 達）

○議長（山本洋信君） 表彰状、熊野市樋口雄史殿、あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文、代読。

（拍 手）

○議長（山本洋信君） この際、市長からお祝いの言葉をいただきたいと思っております。  
市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） ただいま表彰状の伝達が行われましたように、去る5月28日に東京都で開催されました第90回全国市議会議長会定期総会におきまして、山本洋信議員、

樋口雄史議員、中田悦生元議員におかれましては、議員在職15年の荣誉ある表彰をお受けになられました。これは、長年にわたり市議会議員として熊野市政の発展にご尽力をされたその功績が広く認められたところであり、心からお祝いを申し上げます。

お三方におかれましては、今後とも十分に健康に留意をしていただき、引き続き市政発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますけれども、お祝いの言葉とさせていただきます。どうもおめでとうございました。

○議長（山本洋信君） ありがとうございます。

受賞者を代表して、樋口雄史議員からお礼の言葉をお願いします。

樋口議員。

（10番 樋口雄史君 登壇）

○10番（樋口雄史君） 受賞者を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

このたび、中田悦生元議員、山本議長、そして私が議員在職15年の表彰を受けることができました。これも、ひとえに市民の皆様のご支援があったからこそであります。そしてまた、議員各位のご協力によるものと思っております。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そして、ただいま市長からの過分なるご祝辞をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後は、この受賞を契機に、より一層市政発展のために頑張っていきたいと思っております。どうか皆様、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

閉 会

○議長（山本洋信君） ありがとうございます。

以上をもちまして、平成26年6月熊野市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前 9時 36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

---

署名議員

---

署名議員

---